

令和7年第1回定例会6月定例会議

中之条町議会会議録

令和7年6月10日 再開

令和7年6月20日 散会

中之条町議会

令和7年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和7年6月10日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和7年6月10日午前9時30分						
	散会	令和7年6月10日午前10時28分						
心拍なりび に不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員		4番 割田 三喜男	5番 山田 みどり			6番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長	田村 深雪	書記		山田 和弥	
			議事書記	小板橋 千晶	書記		木暮 駿希	
			議事書記	割田 祐太				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	劔持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年6月10日午前9時30分開議)

第 1 会議録署名議員指名

第 2 審議期間の決定

第 3 議案第 1 号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第2号)

第 4 議案第 2 号 中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第 3 号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 4 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 5 号 中之条町カスタマーハラスメント防止条例の制定について

議案第 6 号 中之条町税条例の一部改正について

議案第 7 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

議案第 8 号 中之条町道路構造条例の一部改正について

議案第 9 号 中之条町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

議案第 10 号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

議案第 11 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

第 5 議案第 12 号 財産の取得について

第 6 議案第 13 号 人権擁護委員の推薦について

第 7 議案第 14 号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議につ
いて

第 8 選挙第 1 号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

第 9 報告第 1 号 令和6年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計繰越明許費繰
越計算書の報告について

報告第 3 号 令和6年度中之条町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 10 陳情第 1 号

○

◎ 再 開

○議長(安原賢一) みなさん、おはようございます。

第1回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和7年第1回中之条町議会定例会6月定例会議を招集したところ、議員各位には早

速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されたりしますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。

傍聴者のみなさんについても体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、5月29日の県議長会臨時総会では、全ての議案が可決され、会長に石内國雄玉村町議会議長が、副会長に黒岩巧長野原町議会議長と相馬政之南牧村議会議長が選任されました。また、監事に佐藤鈴江婦恋村議会議長と高山悦夫片品村議会議長が補欠選任されました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長

○町長（外丸茂樹）おはようございます。本日は、令和7年第1回中之条町議会定例会6月定例会議の開催をお願いしたところ、議員の皆様におかれましてはご参集を賜り、誠にありがとうございます。

6月8日には、今回で3回目となるブルガリア友好フェアを中之条ガーデンズで開催し、駐日ブルガリア共和国大使館よりマリエタ・アラバジエヴァ大使にお越しいただき、記念植栽を滞りなく開催することができました。安原議長、副議長、各委員長におかれましては、ご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございました。ブルガリアとの友好の絆が末永く続くことを祈念して整備した友好花壇に植える記念すべき新品種のバラの命名を大使をお願いして、マリエタと命名していただきました。お披露目させていただくことができ、大変うれしく思っております。引き続き、議員各位のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日提案させていただく議案につきましては、一般会計補正予算、条例の改正等11件、財産の取得等14件と報告3件でございます。議員の皆様におかれましては、慎重審議を賜り、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

○

◎ 開議(午前 9 時 35 分)

○議長(安原賢一) ただいまの出席議員は 15 名です。

これより令和 7 年第 1 回中之条町議会定例会 6 月定例会議、第 1 日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長(安原賢一) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、4 番、割田三喜男さん、5 番、山田みどりさん、6 番、佐藤力也さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長(安原賢一) 審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から 6 月 20 日までの 11 日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から 6 月 20 日までの 11 日間と決定しました。

○

◎ 議案第 1 号 令和 7 年度中之条町一般会計補正予算(第 2 号)

○議長(安原賢一) 日程第 3、議案第 1 号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(外丸茂樹) それでは、日程に従いまして、議案第 1 号 令和 7 年度中之条町一般会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和 7 年度当初予算のご議決をいただき、また去る 5 月 22 日の臨時会議におきましても、補正予算をご議決いただき、それぞれの事業に着手しているところでありますが、補助事業の採択や単独事業として早期に実施しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ 1,889 万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ 110 億 4,189 万 2,000 円といたしたいものであります。

まず、歳入ですが、県支出金 343 万円、諸収入 869 万 9,000 円を見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございしますが、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2 款 総務費では、行政区運営事業で、1つの行政区より集会所の改修に伴う申請がございましたので、補助金の増額を、公共交通対策事業では、医療機関等外出タクシーにおいて、運賃の改定に伴う業務委託料の増額を、各種団体負担金及び補助金では、県市町村振興協会における魅力あるコミュニティ事業に申請しておりました2団体が採択されたことに伴う助成金を計上させていただきました。

また、統計調査委託事業では、交付金の増額に伴う報酬等の増額をお願いするものでございます。

6 款 農林水産業費では、認定農業者確保対策事業において、ネギ結束機につきまして、導入台数の増加に伴い、「野菜王国・ぐんま」総合対策事業補助金の増額及び機械導入補助に係る農業経営力向上事業費補助金の増額をお願いするものであります。

7 款 商工費では、観光施設管理事業におきまして、沢渡温泉かじか遊歩道舗装工事費及び四万甌穴歩道修繕工事費の増額を、野反湖観光施設管理事業では、雪害により13棟のバンガローが被害を受けたことに伴う修繕料及び修繕工事費を計上させていただきました。

10 款 教育費では、教育研究所運営事業において、日本語サポート教室指導員につきまして、勤務時間や勤務日数の関係から、指導員の確保をより柔軟に対応したいことから、報酬から報償費での対応とさせていただきたいものでございます。

小学校運営管理事業事務局分では、六合小学校の灯油タンクの漏えいに伴い、老朽化も激しいことから、現行の地下タンクを廃止し、地上に設置するための工事費をお願いするものであります。

また、六合運動施設運営管理事業におきましては、六合体育館の雨漏りの修理費用を見込ませていただきました。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも早急に執行していただかなければならない重要な事業と考えておりますので、ご審議をいただきたくお願いを申し上げ、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第1号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第 2 号 中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 3 号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 4 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 5 号 中之条町カスタマーハラスメント防止条例の制定について

- ◎ 議案第 6 号 中之条町税条例の一部改正について
- ◎ 議案第 7 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 8 号 中之条町道路構造条例の一部改正について
- ◎ 議案第 9 号 中之条町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- ◎ 議案第 10 号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 11 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第2号から第11号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第2号から議案第11号における町の条例の制定及び一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第2号 中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。

職員の特殊勤務手当につきましては、危険や困難を伴い身体的・精神的な負担が大きい仕事など、特殊な業務を行う場合に支給される手当であります。現在は「マイクロバス運転業務」のみが対象となっております。

こうした業務に対し、職員団体からも何らかの対応を求める声が強くなり、業務の特殊性を考慮し、「災害応急作業等業務手当」及び「動物死がい等の処理業務手当」を新たに設けたいことから、条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

「災害応急作業等業務手当」につきましては、近年風水害や土砂災害など、全国的に自然災害が多発する中において、当町においても状況に応じて、避難所開設に伴う業務や災害対策など昼夜を問わず業務に携わる職員も多くなってきております。

特に災害時の対応は、深夜から早朝にかけて多く、業務によっては多岐にわたることから、安全対策を施していてもけがや事故など危険を伴う場合もあり、県内でも災害時の業務に携わる者に特殊勤務手当を支給している自治体も多く見受けられます。

また、動物の死がい等の処理業務に携わる場合も増えており、病気や腐敗等が進んでいる動物の死がい処理の過程では、処理する動物において激しい臭気と著しく腐敗が進んでいる事案もあり、感染予防に気をつけていても人体への感染等のリスクも発生いたします。

金額につきましては、他の自治体や業務内容を勘案し、「災害応急作業等業務手当」については、原則として4時間以上の勤務を条件に日額500円、「動物死がい等の処理業務手当」については1回300円とさせていただきたいものでございます。

次に、議案第3号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

国の人事院が行いました公務員人事管理に関する報告におきまして、「仕事と生活の両立支援の拡充」として、育児に関する労働者の個別の事情に対応して、男女共に仕事と育児を両立できるようにするため、柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されました。

これに伴い、育児時間の取得パターンの多様化等につきまして、既に法改正が行われており、町条例につきましてもこれに準拠して条例の整備を行いたいものでございます。

主な内容でございますが、職員の部分休業について、現行では1日につき2時間を超えない範囲で勤務しない形態となっておりますが、これに加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部、または一部について勤務しない形態を新設し、そのどちらかを選択できることとしたいものでございます。

このため、現行の1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないこととする者を「第1号部分休業」とし、新たに常勤職員については、年間77時間30分、非常勤職員については、1日の勤務時間に10を乗じて得た範囲で勤務しないこととする者を「第2号部分休業」として規定を追加させていただきます。

議案第4号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号でも申し上げましたとおり、「仕事と生活の両立支援の拡充」に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等につきましては、法改正が行われたことにより、職員本人、またはその配偶者が妊娠し、出産したことを申し出た場合には、個別の意向確認等の措置や3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供等を行うこととなったため、必要な規定を追加することとともに、関係する規定について整理を行いたいものでございます。

続きまして、議案第5号 中之条町カスタマーハラスメント防止条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

セクハラやパワハラなどハラスメントが問題視されている中において、官民間問わず、顧客等から就業者に対して行われる暴行、脅迫、その他の違法な行為、または正当な理由のない過度な要求、暴言、長時間の拘束など、社会通念上許容される範囲を超え、就業環境が害される行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」が社会問題となっております。

事業者と顧客との関係におきましては、例えば顧客満足の向上という点では、企業の成長や発展に必要との考えがある反面、顧客等からの正当な理由がない過度な要求等は、経済活動全体の活力を損ない、さらに快適な暮らしを支える経済基盤や、豊かで安心した町民生活にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

人口減少により働き手不足が深刻化している中で、カスタマーハラスメントを起因とした行為が、結果として就業者の心身に深刻なダメージを与え、行き過ぎた要求や言動、迷惑行為が業種によっては事業活動の継続を困難にする場合もございます。

地方自治体におきましてもカスタマーハラスメントの防止や理解等の重要性を踏まえ、令和6年10月に全国に先駆け、東京都が条例を制定し、県内でも令和7年3月に群馬県で、また郡内では嬭恋村において既に条例が制定されております。

このような動向を踏まえ、町、顧客等、事業者及び就業者、それぞれの立場に応じた責務を明らかにし、さらに関係機関で連携していくなど、防止に向けた基本事項を定める必要性を強く感じ、カスタマーハラスメント防止対策への理解等が広く周知されることを期待し、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、県や近隣町村の条例を踏襲し、事業者や顧客等に対する勧告、命令、公表等の措置や罰則の規定は見送らせていただいております。

続きまして、議案第6号 中之条町税条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本条例改正につきましては、令和7年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、中之条町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正点は、特定親族特別控除の創設に伴う改正及び規定の整備並びに加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正となっております。

続きまして、議案第7号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除について、対象施設の設置期限を令和10年3月31日まで延長するための改正をお願いするものでございます。

議案第8号 中之条町道路構造条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、町条例の一部改正を行いたいものでございます。

改正の内容としては、町が自転車通行帯を設置する際に、必要となる内容を盛り込んだ改正となっております。

続きまして、議案第9号 中之条町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、令和7年3月定例会議において、給水区域の変更等に伴う中之条町上水道事業給水条例及び中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正をご議決をいただきましたが、

今回群馬県へ申請しておりました経営に関わる変更が許可となりましたので、給水人口等の見直しを行いたいものでございます。

また、上位法令であります地方自治法の改正に伴い、条項ずれの整理を行いたいものとなっております。

また、地方自治法の改正に伴う条項ずれの整理につきましては、第2条の中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例、第3条の中之条町下水道事業の設置等に関する条例及び第4条の中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例におきましても同様に一部改正を行いたいものでございます。

続きまして、議案第10号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正にきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、上位法令であります「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部を改正する省令が施行され、これに沿った見直しと改正を行いたいものでございます。

主な改正点といたしましては、保育内容の支援、代替保育の提供と卒園後の受皿の役目を担う連携施設の設置に対する経過措置が5年間延長されること、代替保育に係る連携施設の要件の見直し及び文言の改正等であり、町条例におきまして同様に改正し、上位法令との相違をなくしたいものでございます。

なお、現在この条例の適用を受けて設置、運営されている施設や事業はございません。

次に、議案第11号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましても上位法令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令が施行され、これに沿った見直しと改正を行いたいものでございます。

本条例では、地域型保育事業を総称する家庭的保育事業等、4つの事業に関する基準が定められております。

主な改正点といたしましては、先ほどの議案第10号の一部改正の趣旨と同様であり、町条例におきましても同様に改正し、上位法令との相違をなくしたいものでございます。

なお、現在この条例の適用を受けて設置、運営されている事業はございません。

以上、条例の制定及び一部改正における提案理由の説明でございます。

ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第2号から第11号につきましても、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第 12 号 財産の取得について

○議長（安原賢一）日程第 5、議案第 12 号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第 12 号 財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和 7 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計当初予算におきまして、ご議決をいただきました適温配膳車の購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただいたものでございます。

購入予定の備品につきましては、食事を適温のまま提供することができる運搬車となっており、現在使用中の機器は購入から 14 年が経過し、法定耐用年数の 8 年を大幅に超えており、経年劣化による修繕も多くなっている中、昨年度給食業務を委託している群馬リハビリテーション病院が買換えを行ったことから、ゆうあい荘におきましても同型の機器への買換えをお願いしたいものでございます。

取得金額は 1,210 万円、取得先は関東調理機械株式会社でございます。納入時期は令和 7 年 9 月を予定しております。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第 12 号 財産の取得についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 13 号 人権擁護委員の推薦について

○議長（安原賢一）日程第 6、議案第 13 号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第 13 号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員さんにつきましては、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的である国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところでございます。

現在中之条町では 7 名の人権擁護委員さんにご活躍いただいておりますが、そのうち「田村しのぶ」氏の任期が令和 7 年 12 月 31 日で満了となりますが、引き続いて「田村しのぶ」氏を推薦させていただきたいものでございます。

高い識見と人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であると考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

任期につきましては、法務大臣が委嘱する日から 3 年間となります。

ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第 13 号 人権擁護委員の推薦について採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 14 号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議について

○議長（安原賢一）日程第 7、議案第 14 号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第 14 号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

六合地区の中学校生徒の教育事務における長野原町への委託に向けた協議につきましては、最短で令和 8 年度から開始を検討していくことを、令和 6 年 3 月に長野原町と中之条町合同により発表したところでございます。

これにより令和 8 年度からの開始に向け、行政間の協議及び学校間での検討並びに生徒同士の交流なども進められてきたところでございます。

教育事務の委託に関する「規約」につきましては、広域行政の手続として、地方自治法の規定により、議会の議決が義務づけられております。

なお、受託側となります長野原町議会におきましては、6 月 3 日にご議決をいただき、原案可決との連絡をいただいております。

委託側となる中之条町議会におきましても「規約」をご議決いただき、教育事務の委託につきまして、今後協議、届出等の手続を進めてまいりたいと考えております。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑願います。12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）教育委員会が行うということで、議会のほうは中身についてはあまり関知しないということになっておりますが、最終的に判断を下す前に、教育委員会の中でどのような意見が収束していったのか、また六合地区から選出されている教育委員さんのお考え等につきましてもお尋ねをいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）福田弘明議員のご質問にお答えします。

教育委員会としては、これまでずっと協議を重ねてきた結果、教育委員全員一致で教育事務の委託についての取組を進めていこうということで進めてきております。また、六合地区出身の教育委員さんもいらっしゃいますが、その方も子ども達の今後のことを考えれば、これが一番の方策ではないかなというようなことで、教育委員全員がこの方向で進めて協議を重ねてきてまいりました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）議案の説明の中で、学校間、また行政間、また生徒同士の交流をこの間進めてきたというお話でございました。教育事務の委託が今回規約が固まったことで、これから実際にどう行っていくかという話になっていこうかと思うのですけれども、現状におきまして、1 つ懸念されることが学業と合わせて、部活動なのですけれども、現在六合中学校で行われている部活動、これ

が3つあるかと思いますが、テニスについては長野原中学校にも存在していると、ただ弓道及び陸上部については長野原中学校に部活動の実施がないということなので、今後令和8年度から教育義務委託した後に、現在弓道部や陸上部で活動されている生徒さん、この方たちの活動がどう保障されているのか、このあたりはこれまでの協議の中でお話出ていますでしょうか、現状教えていただければと思います。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本でございます。

学校間の協議におきましては、長野原中学校のほうからも大分好意的にいろいろと検討していただきまして、また交流事業等も進めてきております。

先ほどご質問のとおり、部活動につきまして、六合中学校に今ある弓道部と陸上部については、長野原中学校のほうには現在設置されておりません。これについてどのようにしていくかというところもやはり重要な協議の一つになりまして、検討を重ねてきております。ただ、やはり教員の配置人数、これによって部活動の数というものも決まってくるものですから、一概に全く駄目とも言えないですし、設置ができると、確約もなかなかできないところがございます。ただ、長野原町のほう、長野原中学校としましても令和8年度に教育事務の委託を受けたときに、中学3年生になる生徒、今現在中学2年生の生徒なのですけれども、この生徒については最低限陸上部と弓道部を引き続き行って、その子達が6月に中体連の大会が陸上などはあるのですけれども、それが終わるまでは引き続き部活動ができるような形で取り組んでいこうという形の検討をさせていただいているところがございます。ただ、今年度中学1年生になったお子さん、8年度に2年生になるお子さんについては、入部する前に長野原に行った場合に引き続きその陸上であったり、弓道ができるかどうかは確約できないので、もしそれが設置ができないということになれば、違う部活動に移ってもらうこともありますよということを承知の上で入部していただいている状況がございます。今そういった状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）状況についてご説明いただきました。やはり部活動というのは、本当に中学生の生活にとって、学業同様、様々学びの場だと思いますし、やりたいスポーツだったり、授業、ほかのこともできる限りやっぱり保障していく必要があると考えておりますので、長野原にない現状、部活を選んでいらっしゃる生徒さんたちが安心して、この教育事務が委託された後も自分達のやりたいことをできるような方向、実現できるように今後も協議を重ねていただくことを要望申し上げます。

実際に今回の議会でこの規約が決まったところで、本決まりということはいよいよ教育事務の実際の委託に向けて動き出していく中で、やはり生徒さんや保護者の方、この問題どうなるのだろう、

今日は部活の質問いたしましたけれども、様々な疑問だったり、不安に思うことがこれから生じてくることだと思います。また、半年以上は時間がありますので、ぜひ生徒さんや保護者の方、地域の方の不安の声などよく聞き取っていただいて、生徒さん達が安心して長野原中学校に通えると、そういう状況をぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）全員協議会のときに説明を受けまして、教育委託に係る経費の算出、算定の基準がこういう基準になっていますよと事務的なことを説明いただきましたけれども、私、6条からのところで、やっぱり両町間の首長での協議でこれが決まっていたわけですが、これ毎年契約に対しては締結して、毎年更新していくというような形を今後取っていくということでちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）今回議案に上程させていただいている規約につきましては、あくまでも大枠で、こういった考えの中で経費を算出するとか委託をお願いするとかというところがございます。実際には毎年毎年教育委員会、教育長同士で委託をお願いしますというものの契約を締結をして、さらにその金額について、委託料については幾らにしますよというものを町長同士で、首長同士で契約を締結していただく、2つの契約を毎年毎年更新して締結していくといった形になっております。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）毎年こういうふうな形で両町の教育長が、また、ないしは町長が協議をして決まっていくということで、非常にこの教育事務委託ということをこの先ずっとやっていくという上では、その首長が、もしくは教育長が替わったときに、また改めてこういう流れだからということなのでしょうけれども、非常にこの不安定な、かつ必ずしもこの教育が担保されていないように感じてしまうところがあります。やっぱり六合の子ども達、六合中の子ども達がしっかりと今後も教育がちゃんと受けられるように、しっかりこの点では協議をきちんと図っていただいて、首長が替わっても、教育長が替わってもこういった形がずっと続いていけるような担保というのがちゃんと続いていかないと、やっぱり六合に住んでいらっしゃる保護者の方とか子ども達は非常に不安に感じているのかなというふうに思いますので、このところを丁寧にしていただきたいというふうに思いますし、あとはこれが町を飛び越えて教育事務委託ということが可能になったということは、これはすごく乱暴な言い方ですけれども、吾妻郡に中学校1校でもするよと、そういうことが可能になってしまうことのまず第一歩という非常に重い選択ということをこの両町間はやっていくということで、私達はそれを今日この場で決めなければいけないという非常に重たい決断をここですと

いうことをぜひみなさん忘れないでいただきたいというか、非常に重たい決断なのだなということを考えていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないもとの認め、採決に入ります。

議案第 14 号 長野原町と中之条町との間における教育に係る事務の委託に関する協議について
を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 選挙第 1 号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（安原賢一）日程第 8、選挙第 1 号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙についてを行います。

西吾妻福祉病院組合議会議員につきましては、山田みどりさんから議員の辞職願が西吾妻福祉病院組合議会議長に出され、辞職が許可され、組合規則の定めるところにより、組合議会議員の補欠選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛てに依頼がありました。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、選挙は指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定します。

お諮りします。

議長から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、私から指名いたします。

大場壯次さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認めます。

よって、大場壯次さんが西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました。

当選された方に、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○

◎ 報告第 1 号 令和6年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 3 号 令和6年度中之条町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長(安原賢一) 日程第9、報告第1号から第3号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長(外丸茂樹) それでは、日程に従い、報告につきまして説明をさせていただきますが、いずれも令和6年度予算における繰越計算書の報告であります。

報告第1号及び報告第2号につきましては、地方自治法施行令第146条の規定に基づき報告をさせていただきます。

まず、報告第1号 令和6年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして申し上げます。令和6年度における一般会計の繰越明許費につきましては、9月定例会議、1月臨時会議及び3月定例会議においてご議決をいただき、3月31日にも専決処分をさせていただきましたが、ふるさと納税事業、非課税世帯支援給付給付金事業など合わせて13事業2億2,124万1,000円を令和7年度に繰り越しさせていただきました。

なお、この繰越事業に対する財源につきましては、国・県支出金1億3,084万7,000円、地方債1,310万円、一般財源7,729万4,000円となっております。

続きまして、報告第2号 令和6年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして説明を申し上げます。令和6年度ゆうあい荘事業特別会計における繰越明許費につきましては、3月定例会議においてご議決をいただきました車椅子仕様の送迎車の購入にあたりまして、部品の供給不足などにより年度内に実施できなかったことから、486万2,000円を令和7年度に繰り越しさせていただきました。

なお、財源につきましては、一般会計からの繰入金を充てさせていただいております。

次に、報告第3号 令和6年度中之条町上水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして申し上げます。先ほどの報告と同様に、事業会計の予算につきましても地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により繰り越しさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告させていただきます。

1 款 資本的支出における三ノ原浄水場への送水管布設工事におきまして、6,433万4,000円、

土地購入費 129 万 6,000 円を令和 7 年度に繰越しをさせていただいたものでございます。

なお、この財源につきましては、当年度損益勘定留保資金を充当させていただきました。

以上、報告の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、報告を終わります。

◎ 陳情第 1 号

○議長（安原賢一）日程第 10、陳情第 1 号を議題とします。

陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）会議規則第 92 条により、ただいま朗読のとおり陳情第 1 号を産業建設常任委員会に付託します。

◎ 散 会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2 日目の 6 月 11 日は定刻の午前 9 時 30 分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前 10 時 28 分）

令和7年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和7年6月11日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和7年6月11日午前9時30分						
	散会	令和7年6月11日午後1時58分						
心拍なりび に不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員		4番 割田 三喜男	5番 山田 みどり			6番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長	田村 深雪	書記		山田 和弥	
			議事書記	小板橋 千晶	書記		林 沙晶	
			議事書記	割田 祐太				

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 7 年 6 月 1 1 日 午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 6 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で 60 分以内でお願いします。最初のベルが残り 10 分、2 回目が残りの 5 分、3 回目が残りの 1 分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第 2 項以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対して、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）12 番、福田弘明でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、中之条町における 2 本の未開通国道、国道 353 号並びに 405 号の開設に向けての取組についてお伺いいたします。

国道 353 号が一般国道として指定されたのは 50 年、半世紀前の 1975 年でありました。また、国

道 405 号が一般国道に指定されたのは昭和 57 年、1982 年でありました。国道 353 号の未開設区間は、群馬県中之条町四万温泉から新潟県湯沢町三国までの区間です。具体的には約 10.5 キロメートル、国道 405 号の未開設区間は約 11 キロメートルといわれております。この中之条町を通る国道 353 号、特に国道 353 号につきましては、随分前から取り扱われてまいりました。また、所属しておりました委員会等においても長くこの問題について議論してまいりました。同じく国道 405 号におきましては 2019 年、未開通区間 11 キロメートルの開通と冬季閉鎖になる野反湖和光原間 10 キロメートルの拡幅整備を求め、国道 405 号未供用区間開設促進期成同盟会が津南町、栄村、中之条町、3 町村で設立されております。しかし、事業の進捗、新たな進展は見られていないと私は認識しております。言うまでもなく、道路は国、地域、町を支えるとともに新たな土地利用をおこし、町の発展に大きな役割を果たす最も基礎をなす基盤であることは疑う余地はありません。町の将来を左右する最も重要な課題であります。今や日本国におきましては、年々社会保障関連の予算の割合が増大する中、少子高齢化がますます進み、公共事業関連の予算に対しての厳しい状況はますます進んでいく中、公共事業関連に関する予算も内容は災害関連の国土強靱化方面に向かい、インフラ整備の方面についてのこの問題の実現は年々厳しくなっていると認識しております。これは、国にとどまらず県においても同様であり、このような時代の流れの中で先々道路整備はますます困難が増していくものと予想されます。一日も早く実現へと目指していかなければなりません。改めてこの両案件につきまして、町長のお考えを、両国道についての町長はどのような意義をお持ちなのか、両国道について現状に至る今までの経緯について、現在両国道開設に向けてどのような取り組みが行われているのか、今後はこの課題に対してどのような取り組みをしていくつもりなのかの順でお尋ねいたします。

まず、初めのこの両国道についての町長はどのような意義をお持ちなのかについて伺いますが、その前に私の思っているところをお話ししたいと思っております。近くは、静岡県東名高速道路、新東名高速道路と小諸市を結ぶ中部横断自動車道の山梨県北杜市の長坂ジャンクションから長野県佐久穂町の八千穂高原インターチェンジまでの 40 キロメートルの未完成区間も、この 2023 年秋にいよいよ都市計画の指定に向けて地元の説明会が開催され、先々この未開通 40 キロメートルの区間も完成し、東海方面からのアクセスもよくなってくると思います。また、みなさんご承知の上信自動車道の整備も進んでおりまして、本年度中には国道 17 号渋川西バイパスが完成し、上信自動車道の起点、中村交差点の立体化は 26 年度、また上信道の箱島植栗間は 29 年度開通が予定されております。国道 353 号線上の湯沢町三国にあります有名な観光施設は、湯沢インターチェンジから 23 キロも群馬県側へ戻ってこなければなりません。もしトンネルが開設されますと、四万から 10 キロメートルちょっとで行ける至近距離であり、冬期間の積雪の影響もあまり受けにくいことなどから、ますます首都圏方面からの利便性の高い道路となります。人口が減少し、高齢化が進む中で町が未来へ向かって生き残っていくチャンスを得るためには、必要不可欠な道路であります。また、国道

405 号におきましては、未開設区間は主に長野県栄村であります、古くは草津街道として往来があり、六合地区と秘境と言われる秋山郷や奥志賀高原との連携をも考えられる道路であります。町長にこの両国道についてどのような意義をお持ちなのかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国道 353 号及び国道 405 号の意義についてのご質問でございますけれども、国道 353 号、奥四万湖湯沢間及び国道 405 号、野反湖栄村間につきましては、未開通区間となっておりますが、それぞれの国道未開通区間の整備促進の実現は、地域住民の悲願、念願であります。区長要望をお受けして県や国の機関に要望活動を重ねておるところではございますけれども、しかしながら先ほど福田議員もおっしゃるように現状としては事業採択に至っていないため、それぞれの国道が行き止まりとなっており、大変残念な状況でございます。未開通区間が整備されますと、新たな人の流れが生じ、交流人口の増加が期待され、経済効果はもとより町にとってはさらなる発展が期待されるものと考えておりますので、事業採択に向けて今後も粘り強く要望活動を強化していきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）町長のこの両国道についての認識についてお伺いいたしました。この両国道につきましては、単に中之条町にとどまらず吾妻郡全域に関わる案件だと、私思っております。たまたま通る道が中之条町ということではありますが、吾妻郡全体、その周辺の将来に関わる非常に意味合いのある道である。町長もこれ認識していただいておりますが、これを私、本当に中之条町の将来に重大な影響を与える案件だと思っておりますので、ぜひ並々ならぬ決意をお持ちになって取り組んでいただければと思っております。

町長のお考えも私の考えと同じなのであれですが、今までのこのなかなか実現されなかったこの両国道の未開通区間の開設に至る経緯についてはどのように捉えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員と同じように、私も両国道については本当に中之条町のみならず、吾妻全体に関わってくる、しかも道路でありますので、人流、それから物流はもちろんですけれども、近年のこの災害、こういうことを考えますとやはりこのインフラ整備の観点からしても道路の整備というのはやはりしていかなければいけないだろうというふうに、大事な問題だと思っております。

今お尋ねの両国道の経緯のご質問でございますけれども、まず国道 353 号は昭和 49 年に国道に認定された路線であります。先ほど福田議員からもご説明いただきましたけれども、桐生市と新潟県柏崎市を結ぶ国道ということでございます。管内におきましては、過去には狭隘箇所が多く存在しておりましたが、要望活動を続けたことと四万川ダム建設を契機として、拡幅改良事業が

継続的に実施されたことによりまして、未改良区間は数か所を残すのみとなっております。また、先ほども申し上げましたとおり、福田議員もご指摘いただきましたけれども、未開通区間の約 10 キロ、現在事業採択に至っていない、こういった状況でございます。国道 405 号は、平成 4 年に主要地方道津南秋山長野原線から国道昇格した路線でございます。中之条町大字入山荷付場三差路を起点として、終点は新潟県上越市で、延長は 123.9 キロの路線でございます。六合村時代の昭和 47 年からその整備につきまして要望活動を続けておりますけれども、平成 28 年度頃に実施された引沼バイパス整備事業を最後に事業が滞っている状況でございます。狭隘箇所としては、梨木引沼間の約 5 キロ区間と和光原ゲート野反湖間に点在する狭隘箇所がございます。さらに、未開通区間の野反湖栄村間、これは約 14.5 キロ区間が存在しております。こちらも事業採択に至っていない状況でございますけれども、福田議員もこの国道関係についての期成同盟会、あるいは議員活動も本当に積極的にされておりますので、そういったことは私から申し上げるのも本当に恐縮ですが、ご存じのこともありますけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（安原賢一）12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）本当に私が議員になる前、特に国道 353 号につきましては外丸町長も議員の頃からいろいろな行政活動等行われていて、伝説的な話題も存在するように、非常に中之条町も努力してきたところであることは重々承知しておりますが、なかなかいま一步進めていけないと。これは町長、どんなところに問題があるのか。そのへんは、どんなふうに認識しておりますでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員おっしゃるように、私も議員時代には特別委員会が設置してございまして、353 四万川対策特別委員会というのがございました。奥四万湖のダムと絡めての 353、これを整備していこうという特別委員会を設置して、私も委員としてお世話になった経緯がございます。その当時と比べますとやはり人口もそうでしょうけれども、財政状況が、国の状況が極めて悪くなっている状況でありまして、まだ私が議員をやっている頃のほうがいろいろな土木予算のつきがよかったというようなどうも認識をしておりますけれども、その当時から国道 353 号と併せ上信自動車道、この 2 路線がやはり中之条町としては積極的に国、県に要望しておったのですが、状況の変化によって上信のほうのウエイトが非常に高くなりまして、恐らく 353 も同時にやりたいのだけれども、予算上はなかなか厳しいという状況の中で国、県の状況が変化してきたのだらうと、こんなふうに思っております。あわせて、今福田議員のおっしゃるように社会環境、社会保障制度が随分変わってまいりまして、コロナも含めまして、高齢化というようなことから、社会保障に対するやはり国、県の予算がそちらへやっぱりどうしても厚く流れるというような状況もあらうかと思えます。そういった、私が議員をしているときから比べますと、その社会状況、それから国の状況が厳しくなってきたということではなかろうかと、こんなふうに考えております。よろしく願いします。

○議長（安原賢一）12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）確かに国に限らず中之条町の建設課予算も外丸町長が議員として在籍していた頃は一番花の課でありまして、予算も非常につきまして、あちこち道路、また橋等建設していただいて、中之条町のインフラの整備をしていただいた時期がございました。確かに時代が変わってはいるのですが、ちょっと中之条町からそれるのですが、ハッ場ダムがございまして、あの頃一時コンクリートから人へというような話でありまして、やはり社会保障関連を見直せというようなことがございましたが、完成した 2019 年でしたっけ、令和元年の台風 19 号、あの日に一晩であのダムがほぼ満水となりまして、利根川水系の洪水を防ぐ役割を果たしていただき、インフラの整備というのは目先の社会保障というか、民生費用にも遠回しでもやはり影響を多く与えるものだとは私はこのインフラ整備については理解しております。ですので、何とか厳しい状況の中でもこの中之条町の将来を左右する道の未開通区間の開設については、本気で町長に取り組んでいてもらいたいと思っております。

先ほど、町長、上信自動車道の話が出ましたよね。あれ実は、昭和 60 年に当時は上信高速自動車道路建設促進期成同盟という名前で発足いたしまして、顧問の顔ぶれを見させていただきましたが、中曽根康弘さん、福田赳夫先生、衆議院議員の皆様、長野県も含めまして羽田孜さんだの、この方も長野なのですが、井出一太郎さん、また党派を超えて中村茂さん、この方は長野県の出身の衆議院議員さんで社会党の方でして、また群馬県側でも山口鶴男さん、これ社会党でしたっけ、こういった本当に党派を超えて顧問となっていて、この上信自動車道に向けての取組が始まっております。ちょっと一番後のほうで言おうかと思ったのですが、353 につきましても見ますと、顧問として顔ぶれを見ますともう少し手を広げて多くの国会議員さんを巻き込んで進めたほうがよろしいのではないかななんて、最後のほうでご提案申し上げようと思ったのですが、それは置いておいて、現在は、今時点はどのような運動を行っているかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在の取組についてでありますけれども、福田議員も関連する委員会に随分長く所属しておられたようでありますので、私が申し上げるのは本当に恐縮なんですけれども、私よりか福田議員のほうをご存じかもしれませんけれども、現在までのこれからの取組ということをちょっとお話をさせていただきます。両国道における開通に向けての取組については、353、そして 405 号の両国道ともに事業主体である群馬県への町単独要望を強化するとともに、県会議員、それから国会議員、国の関係機関等に粘り強く要望を続けていくことが最も重要であると考えております。さらに、国道 353 号は国道 353 号県境開設促進協議会及び一般国道 353 号改良整備促進期成同盟会と連携して要望活動をさらに強化してまいりたいと考えております。特に新潟県湯沢町との連携は密にして活動していきたいと考えております。また、国道 405 号は関係する長野県栄村と新潟県津南町との連携を深め、国道 405 号未供用区間開設促進期成同盟会として要望活動をさらに強めてま

いりたいと考えております。

今福田議員からもお話ございましたけれども、国会議員の先生方あるいは県会議員の先生方をもう少し巻き込んでしっかり要望活動をしたほうがいいというご助言をいただきました。私、東京に出張する半分が恐らく国県道、特に国道関係、353 も含めてですけれども、上信、この要望活動が私が町長に就任させていただいて半分ぐらいやっぱり道路関係の陳情要望、それから関係機関への要請、あるいは議員も参加していただきましたけれども、期成同盟会、こういった形の連絡あるいは情報交換、これはなってから、やはりコロナも明けてからなのでしょうけれども、非常に活発に行っているように私は感じておりますので、これを緩めることなく国会議員の先生方あるいは県会議員の先生方、それから国、県の関係機関には緩めることなくさらに強く活動を強めてまいりたいと、このように考えておりますので、ぜひ福田議員のいろいろお知恵あるいはご指導もいただきながら今後とも町として活動していきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）こういった問題は、非常にある意味地味な問題で、長い年月がかかります。先ほど言ったこの今で言う上信道、これも当時中之条町の町長が、宮崎太郎町長でございました。こういったふうに非常に将来のことなので、なかなか町民、表立って見えない部分もあって非常に地味なところではありますが、非常に重要な部分だと思っております。ぜひ本当に町長には、全力でこの問題について取り組んでいただければと思っております。

今、町長の答弁で今後の対応というのですか、のところで言及して答弁をいただいたのですが、特に国道 353 号は未開設区間がほぼ中之条町の部分であります。ですから、中之条町の対応が要になってくると思っております。国道は、全国で全部で 507 もあるのです。その中で本当にそれぞれのところでいろんな国に対して要望が行われていて、なかなか採択までは行かないというのが実情でございます。それと、一般国道につきましては一般的には国が全額持たないのです。地方行政が半分も負担しなければならないというような原則があるようです。ただ、国からの補助金の制度なんかもありますので、運動の仕方によってはかなり地域の負担も少なくなっていくのではないかと私は思っております。

そういった中で特に今まで、ちょっとあまり触れないほうがいいかななんて思っておったのですが、国道 353 号については一時この開設に向けてちょっと待ってくださいというような一部の町民の方からの意見等もございまして、そういった話が国のほうにもまだ残っているようでございます。そういった中でこれを、開設の工事を新たに要望していくというのは、本当に並々ならぬ努力をしなければ実現しないと私は認識しております。そういった中で一つの方向として、見返りを期待できるもの、それをこの三国山脈、あのへん一帯の堅固な岩盤を利用できるような施設、例えば防衛省関係で自衛隊施設の強靱化の観点から関連施設の地下化へ向けての動きというのが今年度から急速に進みまして、世界情勢の反映でしょう、前年度予算の 8 倍強の予算をつけて各地域で自衛隊施

設の地下化へ向けての取組が始まっております。また、六合方面の白砂川、長笹沢川につきましても、今長笹沢川はお隣の自治体へ無料で水を分けている程度の活用状況なのですが、この川の開発なども取り入れて、この見返りというのですか、こういった観点からの事業推進もありではないかと私は個人的には思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）まずは、今まで活動してきた 353、405 の道路をとにかく開通していただきたいのということを一点に絞って今まで活動してきたというふうに認識しておりますので、福田議員がおっしゃる今の情報でありますけれども、これは全然承知していないものですから、これについてのコメントは控えさせていただきたいのですけれども、いずれにいたしましてもこの道路の必要性というものを今まで先人の方々も必死になって対応をして、状況の変化によって、社会状況の変化によって予算が獲得できないながらも諦めずにやっていこうということでもありますので、まずは道路の未開通区間の開通、これに向けての取組をしっかり緩めることなくやっていくのがまず第一かなというふうに考えております。その上に立って国の方針、あるいはそういう情報についてはそういうことがこれから出てくるか分かりませんが、そういったことも福田議員から情報提供いただきましたので、頭の片隅に置いておきながらこれからの国県道についても、国県というか国の道路についてはそういう活動を維持していきたいと、維持というか拡大していきたいという、そのような思いでやっていきたいと、このように思っております。

○議長（安原賢一）12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）先ほど申し述べたのは、あくまでも私の私的な考えでございまして、そういった見返りというような形もありではないのかなと、それはどういうものに対しての見返りかは置いておいて、そういった観点もありではないかと私個人的には思っておりますので、ぜひ町長も頭の隅に置いていただけるということなので、そういった観点も含めて今後のこの両国道の未開設区間で、開設に向けて取り組んでいていただきたいと思っております。

また、国道 353 号につきましては、本当に歴史も長くて町民のみなさんもいろいろ経過についてご存じの部分もございしますが、405 号につきましても、私はこの秋山郷ですか、栄村の秋山郷、またあのへんは本当に関東に残された秘境と言われている部分でございまして、あそこを起点に奥志賀高原だの苗場山方面への本当に長い目で見れば、秘境と言われるので、まだ未開拓だという意味なので、将来性のある道路になるかと思っておりますので、ぜひ本当に地味な、町長にとっては地味な部門の努力になるかと思うのですが、ぜひ実現に向けて努力をお願いしたいと思っております。

最後に、町長の決意をお伺いして私の質問としたいと思っております。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）たびたび申し上げますので、恐縮なのですが、一つ国道 405 につきましては今担当課長の本多としっかり情報を取りながら、しかも栄村、あるいは津南の町長さんとも連絡を

取りながら、これはもう六合の方々の悲願でありますので、何とかこれはしていきたいのだというのを、もう就任してから本多ともそういう話をしております。特に県、あるいはそういうところにもぜひ 405 の火を消さないように何としても上げていただきたいのだ、その話合いのテーブルに上げていただきたいということを今非常に積極的にさせていただいております。そういった思いも込めて 353 号、これにつきましても建設課とも連絡を取りながら、地味と言われますけれども、人間が暮らす上において道路というのは人流、物流、あるいは災害という面からすればやはりしっかり整備していくことが大切だと思います。ただ、いかんせん今、国の状況、県の状況、ご存じのように町の状況もどうしても予算的に厳しい状況がございますので、そういったことをにらみながら、しかし手を緩めることなく粘り強く国、あるいは県道なんかもそうだと、湯河原線なんかもそうだと思うのですが、こういったことにもやはり目を向けながら中之条町の町民の方々がそういった道路を利用できるような、そういう町づくりを、時間はかかってもやはり進めていくことは必要であるということがありますので、しっかり活動していきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）それでは、通告に基づきまして、3 点について質問をいたします。

最初に、令和の米騒動と称される米不足と米価の高騰について、現状と対策、そして今後の町の農業との関係性を柱に伺います。次に、芳ヶ平湿地群と野反湖における高山植物の食害への対策について、現状と今後の対策について質問をいたします。最後に、本議会に条例案が上程されましたカスタマーハラスメントについて、特に町職員への影響と対策について伺います。

まず、米の問題です。これまで2年にわたる産業建設常任委員会での議論において、農業政策についてたびたび取り上げてきました。また、日本共産党議員団としても予算要望として農業政策について各種提案を重ねてまいりました。外丸町長におかれましては、農業問題についてご自身の経験も基に積極的に各種補助制度などを実現し、町の農業を守るために意欲的かつ迅速に動かれておりますことにまず敬意を表します。

米の価格が上昇し、消費者、飲食店経営者、宿泊事業者などに多大な影響を及ぼしていることは、言を俟ちません。連日報道もされておりますし、国会での議論もなされております。生活に関わるあらゆるものが高騰し、トランプ関税などで世界経済の先行きも不透明な中で、私達国民の主食である米が足りていません。日常生活への安心が脅かされているといっても過言ではない状況です。2023 年5月の時点で 1,890 円であった米5キロの小売り平均価格が 2025 年の4月には 4,225 円と2倍以上の価格に引き上がっています。これは、異常な事態です。米の価格が高騰している原因については、様々な言説が飛び交っております。また、政府が放出した備蓄米についても報道が加熱しております。そもそも国民の財産である備蓄米です。これまで市場任せにしてきた価格を一転し

て政府が決めて販売する。また、輸入米について言及するなど、現在の政府が行っていることについては、私は大変問題が多いと感じています。あらかじめ申し上げておきますが、この米問題は、私は国の明らかな失政が招いた事態だと認識しております。ですので、根本的な解決のためには、長らく続いてきた自民党政府の農業政策を根本から転換する必要があると考えております。しかし、だからといってこの問題を国に任せて解決を待つわけにはいきません。なぜなら、米の問題は町民生活にとって大きく、そして深く関わる問題だからです。生産者である米農家もいます。飲食店を経営する方もいます。宿泊事業者の方もいます。これが我が中之条町です。もちろんその他に医療機関や福祉施設を経営する方、流通に関わる方、米屋を経営する方など、様々な方にとって米の問題は直接的に、密接に関わってきます。そして、自分で作っているにせよ購入しているにせよ、ほとんどの町民は米を食べています。この米問題は、広く町民に関わってまいります。米の問題を国任せにするのではなく、地方自治体でできる対策を考え講じていくことがこれからの町民の食生活を守り、町の農業を守り育てていく上で欠かせないと考え、今回の一般質問で取り上げます。

まず、外丸町長の認識を伺います。今般の米不足と米価の高騰が生じた原因をどのように考えますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢香司議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の中でいろいろ今までの経緯等も原沢議員からご指摘、あるいはお話をいただきました。本当に連日テレビでどの局も毎日毎日米の問題を取り上げる。これは、非常に国民にとって、我々町民にとっては主食の米ですから、本当に心配されるところであります。これに多くの国民の方々がやはり注目をしているというような現状ではないかと、こんなふうに思っております。かつて平成5年に冷夏によって米が不作になったことがございます。タイ産の長粒米と言われる米が輸入されたことがありました。今回は、米農家の高齢化あるいは政府の生産調整などの米政策、また近年の夏の高温や害虫の発生などによる収量の減少等が複雑に絡み合っており、複数の原因があるのではないかなと、こんなふうに思っております。この問題が昨年の8月以降に取り上げられてからもう既に今年の秋には米の収量の心配がされるといった状況でありますので、やはり主食である米については予断を許さない、そんな状況であるのではないかと、こんなふうにも私、認識をいたしております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町長の答弁にあったとおり、米不足の要因、これは単純にこれだけというものではなくて、複数あるのはたしかだと思います。その中で米政策、特に政府の生産調整についての言及がありました。少し詳しく数字を挙げますと、農業者戸別所得補償制度が廃止されたのが2010年、安倍政権の時です。これにより年間1,500億円以上の農業予算が減らされました。米の作付けを減らしたり食料用米に切り替えると補助金を出すなどの減反が押しつけられ、その結果2013年と2024

年を比較すると、米の生産量は 20%減っています。その生産を担う米作りの時給は 2021 年、22 年は 10 円となっています。まさに米作って飯食えぬという状況がつくられてしまったわけです。中之条町で米作りをされている方にお話を聞いても、この状況ではとても農業を継いでもらうことはできない、田んぼは自分の代で終わりだと話す方がほとんどです。生産しても次の年に再生産できるだけの収益が得られない構造がつくられてしまえば、その産業が持続するはずはありません。こうやって政策的に米農家が激減し、米の不足と価格高騰が起こり、食卓にそのしわ寄せが来ている、これが現在の状況だと考えます。誰もが安心して国産の米を食べられる状況をつくる必要があると思います。そのためには、農家を支える価格補償、所得補償を行うことが欠かせないと思います。農業予算を思い切って増やし、輸入の拡大をやめて日本の農業を守っていく必要があると考えます。

次に、もう少し時代を遡って農業の構造変化を見てみたいと思います。1960 年代に日本の農業の大きな転換点がありました。農業の憲法とも呼ばれる農業基本法が工業との所得格差を解消することを目的に 1961 年に制定され、利益率の高い産品への転換、生産性の向上、農業構造の改革が政策の基本に据えられました。食糧増産を目的とする法的な農業から経済合理主義的な農業への転換が図られたわけです。日本農業の特質である零細規模、零細経営が生産性の低さの原因であるとされ、規模拡大や効率化を目的とするメニューが並び、市町村長が事業計画を立て地域指定されると、高い率の補助金や低利の融資が受けられるようになったわけです。このことで、大型機械の導入や野菜や果物では市町村ごとの産地の形成が奨励されてきました。この流れが今日まで続き、今でも効率化、集約化などのかけ声の下で農業の大規模化が推進されています。今般の米不足解消にも農地の大規模化やスマート技術の導入を図る農家への支援をしていくと政府は言っています。しかし、典型的な中山間地である中之条町では、この大規模化はそもそも一部を除き不可能で限界があります。町の農業を維持していくためには、大規模化できる条件がそもそもない小規模農業者への支援が欠かせないと考えます。町では、今年度新たに中之条町小規模農業者農業経営支援事業補助金を導入しました。この制度への農家の反応及び活用状況はいかがですか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今、長年にわたる農水省が行ってまいりましたいわゆる減反政策、これの話を始めるとどうも 1 時間ぐらいしゃべっていただかなければならないので、ちょっとそこらへんは割愛させていただきますけれども、この減反政策も最初の頃と終わる頃では内容もかなり変わってきておると。そのところに対して小さい農家、あるいは大きい米作り農家もなかなかもう対応できなくなっているという状況があるのかなというふうに思います。それは、もう高齢化もありますし、先ほどおっしゃいましたように中之条町の場合は集約して米を、あるいは米農家が大規模化しようといっても、どうに考えても中山間地ですから、もう現実的にそういうところは中之条には当てはまらないのではないかとということも、農家の方々も自分達で分かっているのですけれども、いかんせんここへ来て高齢化という波が寄せてきています。それに加えて、やはり燃料の問題、それから機

械の問題、肥料の問題、農薬の問題、全てこれ高騰されていますから、農家の米の所得率が極めて低くなってきているということをやっぱり頭の中に置いておかなければいけないのかなと、こんなふうに思っております。町独自の、今回私の思いで小規模農家の補助金を創設をさせていただきました。中之条町には、大きい農家さんもいらっしゃるのですが、小さい農家もしっかり山間部で農地を守ってくれる。これによって、間接的には水田ダムと言われるように災害の防止にもなります。そして、お年を召した方でも一粒でも一生懸命米を作ろうではないかという意欲をやはり持っていたのだと、そういうことを基本に置きまして今回小規模農業者経営支援補助金、これの創設をいたしました。そのお尋ねについての説明をさせていただきますけれども、対象は農産物の販売等の収益事業を行っている小規模農家となっております。具体的には、認定農業者や認定新規就農者以外で農業収益の税務申告を行っている農家を対象としております。小規模農業者が機械や施設を導入した場合、その経費の10%を補助するもので、同一年度において補助金の上限を5万としており、上限に達するまでは複数回申請することも可能とさせていただいております。また、条件はございますが、中古農機も補助の対象としてございます。本年4月1日から施行に併せまして農業関係者の集まりにおいて職員が随時説明を行い、ホームページにも掲載し周知を図っており、電話等により問合せ等をいただいております。なお、5月末までに2件の申請について交付決定を行っている状況でございます。これから多くの方にご利用いただいて、本当に金額は些少ですけれども、少しでも農業に対する意欲を失わないように町としても支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）4月からのこの制度の開始だと思うのですが、この時点で既に2件交付決定もされているということでございました。小規模農家のみなさんが担っている役割は、町長の答弁にもありましたとおり単に経済的なことだけではありません。地域の景観を守り、農地の保水に貢献し、有害鳥獣の発生から町を守り、文字どおり地域を維持するための多角的な役割を担ってくれています。職員のみなさんには、既に補助金の内容について周知すべく、様々なご尽力をされているところです。農家の果たす役割の大きさをさらに発揮してもらうためにも、引き続きの周知をよろしくお願いいたします。また、外丸町長にはより一層の農家への支援策、引き続き研究いただくことを要望申し上げます。

次の項目に移ります。生産者への支援が必要である一方、米を利用する事業者からも悲鳴が聞こえてきます。米が入らないというものです。ある宿泊事業者は、従来から取引きをしている問屋から一切の米がないと言われた。町内の知り合いに聞いても、どこにも米がない。このままでは、宿泊するお客さんに米を提供することができない、そう話しておりました。米が作られている町の宿泊施設で提供する米がない、これは本当に異常な事態だと思います。逆に町内の宿泊施設で地元産の米を提供できるのであれば、これは観光的には非常に大きな利点になります。町内でも各事業者

が営業努力をしてなるべく地産地消の食事を提供しようと頑張っています。ここで強調したいのは、旅行者の見る風景と旅行者が食べる食事を一体化させるというものです。自分たちが車窓から見た風景の中で作られている農作物を旅館や飲食店で食べることができる。消費者と地域の風景を守るという価値観を共有することがこれからの観光にはとても大事になってくると思っています。観光客は、温泉地に宿泊するにせよ日帰りで中之条ガーデンズなどに訪れるにせよ、必ず町の中を通ります。中之条町には、今も減ってはきていますが、農地がしっかりと残っている場所が多いわけです。目的地につくまでの時間も立派な観光です。観光客からは、農村の風景が美しいが思っている以上に高く評価されています。最近では、農業を観光の目的とした農泊やグリーンツーリズムも盛んです。消費者が安心して安全な米や農作物を購入したい意向を増しているのと併せて旅行者も行った先の特産品やその土地でなければ食べられない食事を求めている。この流れは、コロナ禍を経て団体旅行から個人旅行に旅の形態が移っている今、ますます大きな流れになっています。もちろん地産地消といっても全ての食事材料を中之条町産のもので賄うことは不可能ですから、可能なものに限ります。町の生産者が町の飲食店や宿泊事業者に生産物を使ってもらう、これは生産する喜びにつながるのではないのでしょうか。野菜や花卉など、様々な生産物でこの地産地消ができれば最高ですが、まずは米からこの取組を始めることはできないのでしょうか。

ここで伺います。町内の米生産農業事業者と町内の米を利用する事業者を直接つなぐ支援を町が行うことはできないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今、原沢議員から中之条町の食に関しての全般的な話から、米からできないかという話ですけれども、四万温泉、あるいは町の若い人がやっているようなお店なんかでも随分中之条町の野菜等を利用していただいております。聞いてみますと、もちろん安いしおいしいねと。四万温泉なんかは、お米なんかでも随分中之条町の米農家さんと相対でやっておる状況も聞いております。十数年前においしい米づくり研究会というのを発足して、やはり中之条町もその花ゆかりという名前をつけましたけれども、米をブランド化して、ぜひおいしい米なので、町民はもちろんですが、来た人にもおいしいお米を食べていただくというような活動を農家自らそういう実践をしてきてもう十数年たちます。ですので、今お話のようにこれからもやはり観光に力を入れている中之条町ですから、四万温泉あるいは沢渡温泉、六合温泉郷に来ていただいた方に地産地消ということの中で本当に中之条町のお米は、野菜はおいしいねと言っていただけのようなやはり事業者との連携をしていくのは本当に重要なことだというふうに考えております。

お尋ねの米の関係でありますけれども、議員のおっしゃるように、直接つなぐ支援とは町内の旅館等が米を確保しやすいように町内の米生産農業者とつなぐことだろうと思います。契約栽培のように販路が明確になれば生産者の収入の目途が立ち、消費する方も安定的に仕入れが可能となるため、両者におけるメリットも考えられます。なお、旅館などに納入する場合は、確保する量が多く

なりますので、生産者をコーディネートするには生産量の把握が必要になります。そして、米をトラック等で輸送運搬すること、あるいは臭いや虫がつかないような品質管理等、クリアしなければならない事項もあります。既に自力で、先ほど申し上げましたように販路を開拓し、旅館等に納入している生産者の方もおりますけれども、中間的立場を担うべく業者が不可欠であるというふうに考えますので、ＪＡやその他民間業者と協力できないか、これから情報交換も含めて情報収集をして調査研究をしていきたいと、そのように考えております。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、米を使う事業者にとって中之条町の米作りを身近に感じてもらう、これ本当に大事なことだと思います。ぜひ農業と観光分野を結び、ＪＡなども巻き込んで前向きな検討を行っていただくことをどうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、農業支援の中身について伺います。先ほども町内の米農家の声を取り上げましたが、一番の課題は田んぼの担い手がいなくなることです。法人化するなどして営農をしている方も多大な努力をされています。農業全体の経営を向上させるためには、どうしても政策の転換が欠かせないと思います。一方で法人化するに至っていない小規模農業事業者の営農をどうやって持続していくか、これは簡単な課題ではないと思います。町では、新規就農者への援助を手厚く行ったり、地域おこし協力隊員を活用したりしながら農業の担い手を増やすべく様々な努力をされていることは心得ております。小規模農業者への支援は、その規模や必要としている支援内容が様々であり、難しいことは重々承知です。しかし、ここを支援しないと町の農地はどんどんと荒れていってしまい、風景や治水、有害鳥獣の発生など様々な分野への影響が考えられます。未来戦略ミーティングでも耕作放棄地への対策について意見が挙げられ、耕作放棄地草刈り補助金の創設にもつながっていると思います。若い世代の方や移住された方の中にも農業や農地について高い関心を持っている方がたくさんいます。その方たちは、興味があっても耕せる農地も農機具も生産のノウハウもないというような、そういう方が大変多いわけです。片一方で農業への支援を必要としている人がいて、もう一方で手伝いたい、町の農業を応援したいという人がいる。この両者をマッチングすることが解決策の一助になると考えます。

ここで伺います。小規模農業者の営農を持続するために人材育成とともに地域内の多様な関係者との連携を強めることが必要と考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

小規模な農業者の営農持続は、農村地域の景観を保ち、耕作放棄地を未然に防止する一翼になると考えております。そのため、小規模農業者農業経営支援事業補助金を創設するにあたり、町においては小規模農業者を認定農業者や認定新規就農者以外の農業収入の税務申告を行っている農家と定義して、耕作面積要件についてはその規定を設けておりません。その理由としては、中山間地域

の兼業や高齢農家といった様々な経営体を支援したいと考えるからでございます。ご質問の人材育成と関係者との連携強化は、耕作放棄地草刈り補助金、これはもう先ほどお話ありましたように未来戦略ミーティングの若い方が耕作放棄地が増えるのを心配してお話をいただいたもので創設をさせていただいたわけでありましたけれども、これにおいては耕作放棄地の解消が町内で完結できるように農業者に限らず町内の方々の連携により実施できればと考えております。また、土に触れ合う体験を求め農家の手伝いをしたいと思っている方は一定数いらっしゃると思います。以前に同僚議員の一般質問におきまして答弁させていただきましたように、手伝いをマッチングをするとなりますと気軽に親戚の家を手伝うようなものではございませんので、調査研究をする必要があるのかなというふうにも考えております。いずれにいたしましても、高齢化は顕著でありますので、既存の団体等でマッチングができるか、取組ができるかということを協力しながら検討を進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）この問題本当に簡単に解決策が見つけれられるものではないと私も考えております。だからこそ様々な関係者や団体の方のお話を聞き、現状を把握してどうすれば解決が図れるのか真剣に考えていく必要があると思います。私も引き続きできる提案を見つけながらこの問題に取り組んでいきたいと考えております。当局におかれましても、より一層の深い検討をどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。ラムサール条約に登録されている芳ヶ平湿地群ですが、豊かな生態系と併せて草津白根山系のダイナミックな景色や独特の植生が訪れる人を魅了しています。中之条町の誇るダム湖の一つである野反湖は、その周辺に300種類にも及ぶと言われる高山植物が確認され、天空の湖として多くの方を魅了しています。特に春のシラネアオイや夏のニッコウキスゲ、これはノゾリキスゲとも呼ばれています。また、コマクサは地元の中学生の植栽やボランティアの方による刈り払い作業などにより見事に咲き誇り、来町する方を楽しませてくれています。この野反湖には、他で見られなくなったからという理由でシラネアオイやニッコウキスゲ、さらにコマクサなどの高山植物を楽しみに訪れる方がとても多くいらっしゃいます。具体的には、尾瀬国立公園や日光国立公園でかつては見られたニッコウキスゲの群生、これが現地ではシカによる食害で見ることができないというものです。尾瀬国立公園では、1990年代半ばからニホンジカが確認されるようになり、2010年頃から被害が拡大し、かつては黄色いじゅうたんと呼ばれるほど咲き誇っていたニッコウキスゲの大群落がニホンジカの食害により激減し、もはや過去の風景になってしまったと言われています。現在では、食害対策として鹿柵の設置や補植などの取組が行われ、一部では回復の兆しが見られる場所もあるとのこと。日光国立公園の霧降高原キスゲ平園地では柵の中ではないとニッコウキスゲの群生が見られなくなってしまったという報告もあります。

ここで伺います。芳ヶ平湿地群及び野反湖における高山植物のシカなどによる食害の実態はどう

なっていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問いただきましたシカの食害、これはもう原沢議員、本当に深刻な状況であります。この間も六合の方々とも話し合いをする機会がありましたけれども、本当にこれは、シカの状況は日本全国国立公園、あるいはそういうところを持っている市町村は本当に深刻な状況であるということは原沢議員もご認識されていると思いますけれども、私どもも中之条町としても本当に深刻な状況だというふうに捉えております。

芳ヶ平湿地群の食害ということでありまして、芳ヶ平湿地群はラムサール条約連絡協議会や白根山系の高山植物を守る会等におきまして、ミズバショウなどのニホンジカによる食害が報告をされております。県林業試験場によりますと、平成30年からニホンジカの生息状況の調査を実施しており、きっかけは尾瀬ヶ原においてニホンジカによる食害でニッコウキスゲやミズバショウが激減している状況にあることから、第二の尾瀬としないために調査が始まったということでございます。野反湖における食害につきましても、野反湖自然休養林保護管理運営協議会等においてシラネアオイやノゾリキスゲ等のニホンジカによる食害が報告をされております。芳ヶ平湿地群や野反湖周辺では、標高や地形、地質、積雪深といった環境の違いに適応した様々な高山植物が生育をしており、生物多様性の観点からも重要度が高い地域であるため、ニホンジカの分布拡大により生態系や景観への影響を与えることが非常に懸念をされており、その対策を講じていかなければならないと考えておりますが、なかなか難しい状況にございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）本当に町長も深刻な実態ということでお話しいただきまして、実際にもう食害が始まっているということを確認いたしました。ミズバショウですとかニッコウキスゲなどが激減してしまった尾瀬のようにしないために今調査が始まったということでございました。

それでは、現在芳ヶ平湿地群や野反湖で行っている食害への対策内容はどのようなものでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）現在行っている食害への対策内容といたしましては、芳ヶ平湿地群の大平湿原におきまして、令和6年度に協議会によりシカの侵入を防ぐネット柵を試験的に設置をさせていただきました。食害の防止の効果を検証するとともに、県において15台の自動撮影カメラによるカメラトラップ調査やGPSによる移動経路調査を行い、シカの動きを監視しているところでございます。野反湖では、現在県が10台、国が5台の定点カメラを設置し、シカの行動範囲の調査を実施しており、野反湖自然休養林保護管理運営協議会において情報を共有し、対策方法を検討しておるところでございます。シカ対策は、移動距離が長いため、中之条町だけで解決できる問題ではありませんので、国、県、関係機関が協力して行う必要がございます。根本的な対策を実施していくには、そ

れぞれが財政的に難しい状況ではありますが、他地域を参考にして生態調査や防護柵の増設、捕獲等の対策を検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）大平湿原において、ネット柵が試験的に設置されたということです。積雪量も多く、気象条件も大変厳しい場所だと思いますので、ぜひ設置後の推移を検証していただきたいと思っています。カメラやGPSも活用されているということですので、各協議会にてしっかりと情報共有をして有効な対策を検討していただきたいと思っています。しかし、現状のままですとシカの食害はより一層加速度的に広がっていくことが予測されます。シカの天敵が不在であること、狩猟者が減少していること、暖冬による越冬率の向上などを要因としてニホンジカの生息数が増加しています。また、ニホンジカは繁殖力が非常に高く、一度増え始めると個体数の増加が加速します。また、森林伐採や林道整備などによる移動経路の確保、気候変動による新たな生息地の拡大などが挙げられます。そして、シカは特定の植物を好んで食べるため、その植物群落は集中的に被害を受け、短期間で大きな影響が出やすいと言われています。このようにシカの食害は、生息分布域の拡大と個体数の増加による植生への圧力となって、一度始まると非常に早いスピードで進行し、手遅れになる前に早急な対策が求められます。

ここで伺います。食害への対策として、今後考えられることはありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）食害の今後の対策ということはいかがなものかという話ですけれども、今後の食害への対策内容は、尾瀬や他の地域において実施している事例を参考にいたしますと、防護柵の設置や個体の捕獲等が挙げられます。ある程度の効果が見込める状況となれば範囲を広げていき、効果が低いとなれば別の対策を考えていかなければならないと思われませんが、国や県におきましても財政的に非常に厳しい状況にあるということもござります。広域的に防護柵の設置やシカの頭数制限等も含めて今後専門部署との調整や検討が課題となってくると思われますので、町としても対応してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、防護柵の設置と個体数の調整の組み合わせが最も効果が高いものと思われれます。繰り返し答弁でも触れられておりますとおり、国も県も自治体同様に財政的には非常に厳しい状況にある、そのことも理解をいたします。既に各協議会などで連携をしていることと思いますが、それぞれの役割を協力しながら果たしていくことで重層的に対策を講じていくことが欠かせないと思います。

ここで伺います。林野庁や環境省、群馬県林業試験場との連携をどのように強めていきますか。

答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国、県との連携強化につきましては、各協議会におきまして定期的な会議を重ね、情報を共有する中で様々な問題を中長期的に考察し、国や県、中之条町及び草津町の関係機関はもとよりボランティアガイド協議会や鳥獣保護員、自然保護指導員、自然公園指導員、六合山岳会、六合区長会等々にご協力をいただき、知恵を出し合いながら問題解決に向けて連携を深めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁にありましたとおり、国や県だけではなく隣接する草津町、そして住民の理解と協力が欠かせないと思います。六合の誇る芳ヶ平湿地群や野反湖、住民の協力を得ながら守り後世に伝えていく、この取組をぜひ根本的に強化していただきたいと思います。また、問題解決には財政的な困難が伴うことも今回の答弁からも深く理解をいたします。国立公園なので、国民共有の財産として入園料無料の原則があることも理解しております。それゆえ、駐車場を有料化することや来場者に対策の経費を負担してもらうことを、これも難しいというのが原則だというふうに思います。しかし、国立公園であっても来訪者が訪れる目的とする高山植物そのものの存在がなくなってしまうとその魅力は減ってしまい、訪れる人の数も応じて減少することが当然予想されます。そうならないためには、訪れる人に受益者負担を求めることは何ら不適切ではないと考えます。既に野反湖で実施されているトイレ利用時の協力金のような取組をより一層広めることはできると思います。また、先ほどから参考事例に挙げている日光や尾瀬の国立公園など、駐車場の利用料を求めている国立公園もあります。食害の対策に必要な費用をそれだけで賄うことは現実的ではありませんので、ほかにもクラウドファンディングの活用や企業版ふるさと納税の活用などを検討できるのではないのでしょうか。そして、地元の方や野反湖を、芳ヶ平を愛する方達は柵の設置や下刈りなどの作業には喜んで応じてくれると思います。住民やボランティアの方の力も借りながらこの問題に一丸となって取り組んでいけるよう、町としての取組を強めていただくことを要望して、2つ目の質問項目を終えます。

では、最後の項目に移ります。顧客や取引先が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラへの対策が急務となっております。労働者を保護するために全企業に対策を義務づける改正労働施策総合推進法が6月4日に成立しました。中之条町でも昨日本会議に条例が提案されたところです。住民や取引業者と日常的に接しているのが窓口対応をはじめ接遇を行っている役場の職員です。職員が安全で安心して日常業務に当たれることがそのまま町民生活の向上につながるものと思います。

まず、伺います。町職員に対するカスタマーハラスメントに値する行為の発生事例を把握していますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどのシカの食害の関係で、ちょっと一時訂正をさせていただきたいと思いま

す。原沢議員からお尋ねありました食害の対応ということで、野反湖で国、県の定点カメラを設置しているという答弁をさせていただきましたが、協議会の名前ですので、間違っているといけませんので訂正をさせていただきますが、「野反湖自然休養林」って申し上げましたけれども、「湖」がないので、「野反自然休養林」ということでご訂正をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

それでは、カスタマーハラスメントに対する事例把握をしているか。これは、社会的に今ハラスメント行為が非常に問題化になっているということはもう原沢議員もご承知のとおりだと思います。そのことによって精神的、身体的苦痛、あるいは体調を崩されているという方もおりますので、そういったことに今回条例を出させていただいて、制定をさせていただきました。町職員に対するカスタマーハラスメントに当たる行為の発生事例を把握しているかというお尋ねでありますけれども、カスタマーハラスメントに値する行為に限らず苦情やクレームは役場窓口だけでなく、各町有施設において事案が発生し、また発生する可能性はございます。そうした事案が発生した場合には、その内容や対応の経過などについて、その都度報告を受けておりますし、複雑な事案等の場合には今後の対応も含め関係職員と相談しながら対処いたしております。そういう意味では、いわゆる報告、連絡、相談という形で発生事案の把握に努めておりますし、加えて確認についても指示しているところでございます。その中で事案によりましては、先ほど申し上げました苦情やクレームに端を発し、カスタマーハラスメントに発展していく場合もございます。度を越えた悪質な行為につきましては、警察をはじめ関係機関と連携し対応していく場合もございますし、事案の内容によっては法律の専門家等と相談をしながら対処していくなど、発生事案により適切に対応を行ってまいります。

○議長（安原賢一） 1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司） 様々な業務を担う町職員のみなさんの安全、安心、これがカスタマーハラスメントのような行為によって安心が保たれなくなるような事態が起きないように様々な対策が取られ、状況に応じて警察や法律の専門家などとも相談しながら対処を行っているということでした。

それでは、現在町職員に対するカスタマーハラスメントへの対策として行っていることはありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） 町職員に対するカスタマーハラスメントへの対策について行っていることはあるかというお尋ねであります。カスタマーハラスメント対策に関しましては、行政に限らず町全体の問題との認識から、今回の6月定例会議において条例の制定につきまして提案をさせていただきました。提案説明でも申し上げましたとおり、カスタマーハラスメントが社会問題化する中において、顧客等からの過度な要求等は苦情やクレームの範囲を超え、経済活動全体に関わる重大な問題であると認識をいたしております。何より人口減少により働き手の不足が深刻化している中であって、カスタマーハラスメントを起因とした行為が結果として事業者の経営に多大な影響を与え、さらに

就業者の心身に深刻なダメージを与えることは事業活動の継続そのものを困難にする要因にもなりかねません。こうした状況を勘案し、カスタマーハラスメントへの理解が広く周知され、豊かで安心した町民生活が送れるよう努めてまいりたいと考えております。町職員の対策ということですが、役場も一つの事業所でありますので、この条例が職員の指針となればというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）このカスタマーハラスメント、非常に重大な問題なので、条例も提案されたということでした。本当に重要なことであり、町役場の職員だけでなく町の事業者で働く人たちが安心して働き続ける環境をつくっていく必要があると私も考えております。しかしながら、条例ができたから即カスタマーハラスメントが発生しなくなるというものではありません。大事なのは、ハラスメントが発生しないように具体的な対策を講じていくことだと思います。接遇に当たるにせよ、管理者として働くにせよ、職員がハラスメントに対して正しい理解と対応策を日常的に心得ていることが大事だと考えます。また、カスタマーハラスメントへの対策として、通話の自動録音サービスが有効だと言われております。

ここで伺います。今後職員研修を行ったり通話の自動録音サービスを取り入れたりする予定はありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、条例を制定したからカスタマーハラスメントがなくなるというふうなことはなかなか難しいのかなというふうに思います。ただ、それに対応する手立ては考えていかなければならない、そんなふうに思っております。セクハラ、パワハラ、ハラスメントも現在では多岐にわたっておりますけれども、カスタマーハラスメントではありませんでしたが、昨年度、職員を対象にハラスメント研修を実施いたしました。条例などの制度整備と並行して研修の必要性も感じておりますし、こうしたハラスメント研修のメニューの中にカスタマーハラスメントを取り入れていくことも検討してまいります。先ほどご質問いただきました職員に対するカスタマーハラスメントへの対策という点でもこうした研修は有効であると考えております。詳細は分かりませんが、ある業種では事業者に対して既にこうした研修を独自で行ったというような話も聞こえておりますので、役場職員についても例えば県や町村会等が主催する研修に参加したい意向があれば、積極的に参加を促すよう配慮していきたいと考えております。

通話の自動録音につきましては、ある一部の電話に限っては録音機能を備えたものもございますが、例えば役場庁舎内の電話端末に機能を導入した場合、費用面等において高額となってしまうと思われるので、検討が必要であると考えております。ただし、電話番号履歴は現在でも確認できるようになっております。また、役場庁舎1 階等には窓口業務等へのトラブルへの対応として数台の防犯カメラを設置しており、常時録画、録音をしておりますし、防犯カメラにつきましてはセキ

セキュリティ面も含め役場庁舎以外の施設でも導入しているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）繰り返しになりますけれども、町民の生活向上には働くみなさんが安心であることが欠かせません。ぜひ職員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、可能な限りの対策を講じていただきたいと思います。役場の取組というのは、やはり町の事業者の一つの指針になると思いますし、役場がやっているのだからうちの事業者でもこういった取組を進めようというモデルケースになると思いますので、引き続き可能な限りの対策を講じていただくことを要望申し上げます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

（休憩 自午前10時56分 至午前11時09分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は、高齢者が安心して暮らせる町づくりに関する質問。もう1つ目が、学生の通学支援について、この2つで質問をさせていただきます。

まず、高齢化が進む中、住民が安心してこの町に住み続けるための高齢者支援について。少子高齢化が急速に進む本町において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することは喫緊の課題であると認識しております。

そこで、伺いたいします。本町における高齢者支援の具体的な取組として、現在どのような施策が実施されており、その効果をどのように評価されているか。特に在宅での生活を支えるサービスや地域での孤立を防ぐための取組について、説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現代社会におきましては、地域のつながりが希薄化していると言われておりますが、中之条町では都市部に比べますと地域のつながりがまだ残っているものと認識をいたしております。今後高齢者が生まれ育った地域で生活していく上において、在宅での生活を支えるサービスや孤立を防ぐための方策の一つとして、高齢者と地域とのつながりをより強く深くする必要があると考えております。そのためには、各行政区での付き合い、老人クラブなどへの参加などが考えられますが、町では介護保険特別会計における生活支援体制整備事業におきまして、行政区単位より広い中之条、伊勢町、沢田、伊参、名久田、六合の6つの単位で第2層協議体を募り、居場所づくりを出発点に地

域住民主体による活動を行っております。また、地域の老人クラブや町老人クラブ連合会に対して活動費の助成を行い、高齢者の生きがい創出に取り組んでおります。このほか買物支援事業として買物支援バスの運行や高齢者の栄養管理を兼ねた弁当などの宅配業務委託を実施しており、移動販売車による買物見守り支援事業につきましても現在協議を進めているところでございます。また、見守り活動として民生委員・児童委員の方々による独り暮らし老人に一声かける運動や町社会福祉協議会による配食サービスを行っており、加えて令和7年度からは包括支援センターに業務委託した高齢者見守りネットワーク事業による第三者の目と行政をつなぐ施策を実施しております。今後人口減少により支える側の人材も減少していくことが見込まれますことから、みなさんにご意見を伺いながら住み慣れた地域で住み続けられるような施策を今後も検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ご答弁いただきましたように、様々な取組をされているというふうにお聞きしました。今年度から始まった見守りネットワーク支援というのは、昨日お聞きしたら8団体、8事業者というのでしょうか、が名乗りを上げていただいてそういったご協力をいただけるということで、たくさんのやっぱりそういった目を増やしていつて見守りをしていただくということは非常に大切だなというふうに思います。

山間部の地域では、非常に集落数が減少しており、助け合いや地域の声かけができているところも一方ありますけれども、町場では地域のつながりが困難なところもあります。若い方が住まわれていたりとかして、やっぱりこういった声かけ、どこに誰が住んでいるかちょっと分からないというような、そういった地域もあります。地域ごとの課題をどのように対策していくかと考えると、やはり地域で今中之条、伊勢町、沢田、伊参、名久田、六合の6つのところでやっている第2層協議体の取組というのは重要であると考えます。この第2層協議体が立ち上がったときも非常にどのように進めていくのかということで、地域でかなりいろいろ議論がされていて、またこの取組が始まってから間もなくでコロナ禍があって、コロナを挟んで動きがなかなか取れなかった時期もあり、非常に困難な状況であったと伺います。しかしながら、これからは団塊の世代が後期高齢者になる時期に来ておりまして、より一層地域の高齢者への支援や見守りというのは必要であると考えます。第2層協議体は、地域の主体的な取組ということですが、誰がどのようにやっていくのか。その役割が非常に重たくなってしまわないように、そこのところの解決ができないと持続的に長い期間でやっぱり実施をしていくということが非常にかなりハードルの高いことではないかなというふうに考えます。地域ごとの悩み、それぞれがあると思うのですけれども、それを解決していくために、簡単なことではないですけれども、町づくりを担う行政として地域のみなさんの声をぜひ聞いていただければというふうに考えます。

高齢者の皆様の生活の実態、こういったことを正確に把握するということが非常に大事だと思います。

ます。状況を把握して、また効果的な政策につなげていくということが重要です。そのためには、高齢者の生活状況、どのように把握されているか。アンケート調査など具体的な取組が行われているかについて、説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）高齢者の方の暮らしの実態についてどのような調査をしているかというお尋ねでありますけれども、高齢者の暮らしの実態調査についてお答えをさせていただきます。

町では、例年民生委員・児童委員の方々のご協力の下、6月1日を基準日としたひとり暮らし高齢者調査を実施しております。これは、町内のひとり暮らしや高齢者の実態を把握し、今後の高齢者福祉対策や防災対策などの基礎資料を得ることを目的としているものでございます。調査項目につきましては、緊急時の連絡先、既往歴や受診医療機関、日常の困りごとなどとなっており、今年度は災害時に1人で避難することが可能かどうか、項目を追加しております。なお、この調査結果につきましては個人情報ではありますが、緊急時に安否確認に必要な場合には関係機関へ情報提供させていただくことに同意をいただいているものでございます。この他高齢者の方の暮らしの実態を把握するための調査につきましては、現在のところ体系的な調査は行っておりませんが、民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、県吾妻保健福祉事務所などと連携して実態把握に努めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）おひとり暮らしの方を把握して、地域での声かけ、見守り、必要なサービス提供につながるようにすることが非常に重要であるというふうに考えます。今こういった調査を行って、必要な情報は緊急時には安否確認としてそういった関係機関への提供をしているということでもありますけれども、必要なやっぱりその人が望むサービスだとか、必要なニーズについてはしっかりとそういったものをつながられるような情報提供というかが必要かなというふうに考えます。

また、今おひとり住まい、おひとり暮らしの方の把握というふうにおっしゃられましたけれども、単身住まいだけでなく高齢者ご夫婦で高齢者であったりだとか、今、兄弟、あとは超高齢社会なので、親子でも高齢者だけでという、そういった様々な暮らしをされている方が多くいらっしゃると思います。万が一の時、困った時に助けて欲しいという声を上げることができればいいのですけれども、本当に隣近所すごく遠く離れているだとか、そういったすぐに来てもらえる人がいないとか、そういうこともあったりだとか、あとはみなさんやっぱり遠慮深くて迷惑をかけてしまうかもしれないと我慢されてしまっている場合もある。本当に重篤化してからやっと声を上げるような、そんなことにもなっていることも、ケースもあったと聞きます。我慢せずに気軽にこういう困ったという声を出せる、やっぱりそういった地域づくりというのが非常に理想ではあると思います。伊参の地域、非常にやっぱり高齢化が進んでいて、伊参地域議員団のみなさんもこういった取組を、こうした地域づくりの取組を今進めておられるというふうにお聞きしています。町場でも決して人

がたくさんいるから安心というわけではなくて、やっぱり孤立されている方もいらっしゃると思いますので、どこに住んでいても安心して生活ができる町づくりというのが行政の役割だと、繰り返しますけれども、役割だと思っています。地域課題に行政は何ができるか、引き続き皆様の声をお伺いして取り組んでいただければと思います。

答弁いただいたように、高齢者の施策、本当に非常に様々取組をされて、おひとり暮らしへの声かけだとかいろんな関係機関、郵便局だとか今ヤクルトさんとかいろんな事業者さんとの連携をして声かけや見守りをされているということが分かりました。あとは、そういった方々が必要なサービスに必要な時に受けるということができるよう、そういうニーズに応えられるように引き続きの取組をぜひお願いできればというふうに思います。

次の質問に移ります。高齢者施設の運営状況と今後の支援についてという項目で質問します。新型コロナウイルスの感染症の影響によって、町内の高齢者施設の運営環境というのは非常に大きく変化し、各施設事業者、大変な努力をされていると伺っております。コロナ交付金や物価高騰交付金、様々あって、こういった交付金などで運営は非常に助かっているけれども、今後の運営については依然として不安を抱えているというふうにお聞きしました。感染症が施設内で発生する、そのたびにやっぱり利用者状況も減少してそういったもので経営的にも影響が出ているというようなお話です。施設では、どこでも運営が厳しいという状況にあると思います。高齢者施設というのは、高齢者が中之条町、住み慣れた地域で生活を持続するために不可欠な存在であり、その安定的な運営というのは行政サービスと密接に結びついているというふうに考えます。高齢者施設の存続は、高齢者の大切な居場所を守ることにもつながります。現状町内の高齢者施設というのは、民間事業者ではありますが、地域のお年寄りを支える、生活を支える上で極めて重要な役割を担っています。

そこで、町と施設がより一層連携し協力し、相互の情報を有意義に活用していくことが望ましいと考えますが、例えば町が高齢者と施設のマッチングの場を提供するなど、具体的な取組を進めることで双方にとってよりよい環境を築けるのではないかとというふうに考えますが、町の取組としてお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）高齢者施設との連携等についてはというお尋ねでありますけれども、高齢者施設との連携が必要な場面を取り上げますと、実際には限られた事態であろうかと思われませんが、その時に備え、日頃から町と高齢者施設との連絡体制が確保されるよう定期的に開催されます地域密着型サービス運営推進会議への町職員の参加や包括支援センター情報交換会に高齢者施設の職員等にも参加をしていただき、情報提供、それから情報交換をするなど円滑な連携体制の確保に努めているところでございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）情報交換や情報提供などを行っているという答弁ですけれども、施設の方との質問をする上で様々な方とお話を伺っているのですけれども、やっぱり非常に入所の利用者さんがすごく激減して減っていると。何で減っているのかというのが分からない。高齢者はたくさん、高齢者のみなさんいらっしゃるのだけれども、利用がなかなか、利用する方が少なくなったりだとか、あとはいろいろコロナを挟んでなかなか運営状況が非常に厳しいというのがどこの施設聞いてもそうですし、約7割、8割ぐらいの入所状況で、やっぱり空きがあるということをお聞きしました。どこの施設も大体そうです。空きがあるのですというお答えでした。いろいろ伺うと、ぜひ町と連携していろいろなことをやりたいのだというご希望をたくさん伺ったのです。防災、災害時には防災拠点に全然使ってくださいとか、うちではこういうことができますよなんていういろいろなご提案をいただいて、そういったことをやっぱりぜひ町長にも後でおつなぎしたいかなというふうに思っていますけれども、いろんなアイデアを持ってこの地域でいろいろな役割を持ちたいと施設側のみなさんは思っておられるのだなというふうに感じました。

町のホームページに出ている「介護関連施設等の一覧」というのがあって、それを見させていたいただいたら、掲載されている施設というのが、ちょっと社協も入っていますけれども、50、一覧がばあっと並んでおりました。それぞれに条件とか施設の目的も違ってはいますが、これどこを見て何がいいのか、どこがいいのか、介護事業者がこれだけ多いとどういうものがいいのかというのは直接相談してお伺いしないと、こういった機能がありますよ、こういった方は入所できますよ、できませんよというのは相談しないと分からないのだなというふうに感じました。施設側のみなさんから出た意見で、介護事業者が直接出向いていって話ができる場をつくって欲しいというお声をいただきました。町が特定の事業者にあっせんすることはもちろんできませんけれども、利用したい方のニーズであったりだとかサービスを選択してもらう手助けや情報提供というのは必要であるかなというふうに考えます。今役場の窓口に行きますと物すごくそういった情報があふれ過ぎていて、逆に選択しづらい。どれがいいのかが分かりづらいというような印象を受けました。やっぱり先ほど申し上げたように必要な所にきちんとつなげる、そのニーズをちゃんとつなげるということが出来る取組がぜひ今後検討いただければというふうに考えます。

今回の質問をする上で様々な方とお話をさせてヒアリングをさせていただいたのですけれども、みなさん口々におっしゃるのは介護ケアや医師、看護師、そういった方々が人手不足で本当にとにかく人がいないと。何でこんな状況なのかというのと、やっぱりいろいろ加算されて、処遇改善の加算とかあるのですけれども、それでも労働条件とか賃金の処遇とかがまだまだもっと評価されるべきなのに処遇が低いということをみなさん口々におっしゃられておりました。介護施設では、職員の不足から外国人の方が多く働いていて、一つの施設をお伺いしたところでは、10人の外国人の方が働いておられるということなのです。超高齢化社会を支える上で、この人材確保ということも非常に課題であるというふうに感じました。引き続きこういう施設の運営を直接的にはいろいろ支援

することは難しいかなというふうには思うのですけれども、やっぱり施設がなくなってしまうと高齢者の居場所がなくなってしまうということにつながります。50ある施設もやっぱり施設のそれぞれのいろいろの職員が取り合いっこになってしまったりだとかにはならないようにとか利用者さんの取り合いっこにならないようにうまくニーズにつなげていけるようにしていただいて、やっぱり今の施設がきちんと維持ができるように町としても見守っていただければというふうに思います。

今、高齢者支援でやっぱり切っても切り離せないのが医療の問題だというふうに感じています。吾妻の医療体制というのは、非常に脆弱になっていると思います。これは、要望としてもぜひ町長にご答弁いただきたいのですけれども、町の今後として医療問題どのように考えるか。病院がないからとか、いざとなった時に心配だからといって都市部に人が行ってしまうとか、そういったことがないようにやっぱり都市部との医療格差が生じないように各方面にこれまでたぶんたくさんそれこそ声を上げていろんな所に各方面お声かけいただいていると思うのですけれども、引き続き働きかけを求めたいと思いますが、町長の見解を、今までの取組などの事例もちょっとお話しいただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員おっしゃるように、吾妻地域は医療過疎という状況にあることはもう私も十分承知をいたしております。広大な面積を有する吾妻郡、中之条町も広うございますので、そういったことからすると本当に医療過疎の状況にあるということは認識をいたしております。高齢者の支援と医療というのは、これはもう切っても切り離せないものでありますので、しかしながら吾妻の医療、医師、医療従事者、これは不足するという状況にあります。先ほど言ったように医療過疎というような状況にありまして、高齢者の医療ばかりに限らず救急医療、あるいは周産期医療などをはじめとして十分ではないというふうに認識をいたしております。中之条町におきましても、心の不調や認知症に対応し入院の受入れも可能である中之条病院を吾妻広域町村県振興整備組合の一員として運営しております。四万地区では、無医地区を解消し住民に安心して暮らしていただけるよう四万へき地診療所を運営し、六合地区におきましては地域医療振興協会の協力をいただきながら六合診療所を運営し、中之条町の医療を直接的に支えております。

また、都会との医療格差が生じないような取組が求められていることは承知しておりますが、先ほども申し上げましたように吾妻地域では格差を埋める前に医療過疎とも言えるような状況にあり、地域住民が安心して暮らす上で必要とされる医療の維持、確保さえ難しい状況にあります。こうした状況の中、少しでもこうした状況を少しでも解消し医療の維持確保のために中核病院である原町赤十字病院と救急医療をはじめとした吾妻西部の医療の要となる西吾妻福祉病院に対して補助金を交付し、病院運営の支援を行っているところでございます。なお、2つの病院とは定期的に話し合いを持ち、意見交換を行いながら厳しい病院経営の中でも救急医療の維持、充実や医師の確保に努めていただくよう申入れを行っているところでございます。また、看護師の養成施設である吾妻准看

護学校につきましても補助金を交付し、医療従事者の育成に支援をしておるところでございます。こうした医療の維持や充実への取組、支援につきましても今後も継続し行ってまいりますし、国や県に対しましても機会あるごとに働きかけを続けていきたいと考えております。

先ほどの周産期医療の関係については、小児医療センターが移転をするというような情報がありまして、吾妻郡6か町村の首長として、渋川地域も含めながら周産期医療、これの維持を何とか考えていただきたいということを群馬県知事にも申入れをいたしております。今お話もさせていただきましたが、日赤の運営協議会なんかにも出席をさせていただいた時に、とにかく高齢者になってきますと救急医療が非常に重要だということを院長先生にお話しさせていただいて、補助金を出す支援をするのはいいのだけれども、ぜひそのところの医師の確保、特に救急の場合はお年寄りには特に利用しますので、そういうところをお願いしたいと。それとあわせて、やっぱり医療スタッフ、これが大変なのだという日赤からもお話がありました。もう我々も一生懸命応援しますので、医療機関として県や、それから関係医療機関にも働きかけをしてくれと口を酸っぱくしてお話をさせていただいております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）要望ということでご答弁いただきましてありがとうございます。本当にこの地域医療の問題、吾妻だけではなくて全国的な問題であり、都市部というか東京都内でも医師が不足しているというような話を聞きました。私、この質問をうーんと考えながら昨日たまたまちょっとテレビをつけたら医療問題のちょうど取り扱っていたのですけれども、若い医師が研修を終えてどこに行くかという美容外科医に行くそうなのです。そういういろんな病院を回ってみても、やっぱり給与面で全然違うのだと。そういう所に医師が流れているという現状があって、これがもう見えて腹立たしかったのですけれども、命の問題であり、我々のこの地域で命や健康の問題であるということを、関わることなので、やっぱりこの問題を、この議会において何かが変わるわけではありません。この質問をしたから、では医師が確保できるとか、その予算がつけられるとかそういうことではないのですけれども、しかしやっぱり地域の方の命の問題、暮らしの問題であると。この状況に陥っているというのは、やっぱり政治の責任であるというふうに強く思うのです。医師が不足している、医師がそういうふうな状況になっているということをとにかく今の現状、政治を変えていかなければやっぱり変わっていかないというふうに思います。

我々は、確かにこれはもう仕方ないことだなんて思うかもしれないけれども、でも議会人であり、町長という立場からでもやっぱりこれはこの小さな町からでもとにかくどんどん声を上げ続けていつて政治を前に動かしていかない限りは、これ諦めたらもうこれでおしまいだと思うので、とにかく町長が知事にも申し入れたように、こういうふうに引き続き声を上げ続けていくということが非常に大切だなというふうに思いますし、私達、ここに、議場にいるみなさんもやっぱりその責任があ

るということで、引き続き議会としてもこの問題については全員で取り組んでいけるような議題だと思っておりますので、引き続きやっていきたいというふうに思います。

この質問はこれで終わりにしますけれども、高齢者を支えていく、超高齢化社会を支えていく上での人手の問題もありますし予算の問題もありますし、それでもみなさんがそういった目できちんと支えていく人をみなさんが支えていくという思いでやっぱりやっていく、これが中之条町の一つのよさかなというふうに思いますので、これからもこの高齢者支援を続けていけるよう様々な取組を続けていっていただきたいというふうをお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。学生の通学支援について質問を続けます。子育て支援施策においては、非常に外丸町政では力を入れていただいているということは認識しております。経済的支援だけでなくケア的な支援ということも子育てする上ではこういった支援があること、非常に保護者からは評価をいただいて、ありがたいというお声をいただいております。しかしながら、やっぱり多くの保護者から伺うのは、高等教育になって、高校生や大学生になってからなのですから、経済的な負担が非常に大きいというお声を聞きます。高校の学費は、今軽減されていますけれども、通学費や学用品、部活動にかかる経費など、保護者の実感としては負担が増しているというふうに感じております。こうした理由から高校に近い地域へ転出してしまうケースもあると聞いております。本町として、経済的な支援と、また定住促進のためにも公共交通を使っている学生への通学を支援する必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）学生の通学支援というお尋ねでございます。JR吾妻線や路線バスなどの公共交通を利用して通学している学生は、町民の中では高校生や大学生、中之条町立でない小中学生や中等教育学校など町外の学校へ通う学生が考えられます。現在中之条町では、通学に伴う定期乗車券の補助制度は設けておりませんが、隣町の東吾妻町では既に小学生から高校生までを対象にして補助制度を創設し、補助金を交付しているようであります。中之条町におきましては、群馬県立吾妻中央高校があり、公共交通を利用しないで通学できる町民もおります。東吾妻町と同様に補助制度を創設した場合、遠くの学校へ通学する町民と近くの学校へ通学する町民との間で不公平感が生じってしまうことも想定をされますし、さらに遠く離れた学校で寮生活などを送る学生もいることを考えた場合には、やはり不公平感が生じるのではないかとという可能性もございます。子育て家庭への経済的支援としては、この不公平感の解消につきましても考慮する必要があることから、他の補助制度の拡充も視野に入れながら検討する必要があるのではないかと、このように考えております。現時点では、通学に伴う定期乗車券の補助制度創設を予定しておりませんが、近隣の市町村における補助制度の状況等を調査研究した上で慎重に検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、私の一つの政策の大きな柱であります子育て支援、これについては群馬県内でも相当力を入れている中之条町ではないかなと。これは、前任の中之条の、前任の町長の時から

もそうですけれども、そういった観点からすると子育てをするのなら中之条町といったことはやはり念頭に置いて今後もこういう課題についても研究をしていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）そうなのです。子育て支援、非常に頑張っているからこそここにもさらにぜひやっていただきたいという声が非常に多かったというのがこの質問をするきっかけなのですけれども、先ほど来からやっぱり不公平感という言葉がありました。通学費かからない家庭には何も恩恵がないではないかということだと思ふのです。しかし、通学費の定期代、おおよその数字なのですけれども、渋川まで半年で約4万円ほど、群馬大津までも同じぐらいの4万円ほどかかります。高崎までとなると半年で約5万円の定期代がかかると。こういった負担をかけて学校に通っているその負担の一部を支援することが、それだけ学校に通わなければいけないためにそれだけ負担がかかっているのだから、その支援をすることが不公平になるとは、私は思えないかなというふうに思うのです。やっぱり自分の選択、自分がこういう学びをしたい、こういう部活をやってみたいといういろいろな理由で子ども達は学校を選ぶ、選択したわけです。そうした選択を応援して自由な学びの環境整備をするということは町の役割だと思いますし、それこそ今大津と言いましたけれども、吾妻線の問題では赤字路線ということで吾妻線の協議会が始まっていますけれども、それこそこの吾妻線、今本当に学生が、これちょっと話があれですけれども、学生が主なのです。あとは、観光シーズンになるとお客さんが来るけれども、1,000人ぐらいかなというような、ざっくりとした数字ですみませんけれども、駅の職員の方がお答えになっていましたけれども、非常にこういう問題になってもやっぱりそういう吾妻線がなくなってしまうばそういった学校に通うことさえも非常に困難になってしまうというふうになることにつながるので、ぜひ吾妻線を利用して学生が通っているということが非常にいろいろそういう公共交通にも影響があるものであるというふうに考えますので、ぜひこの通学支援、子ども達の学びの環境の整備の役割、あと公共交通への活性の役割、そういった役割を様々持っているというふうに考えますので、引き続きこの件については研究いただいて、保護者のみなさんの熱い熱いご要望も私必死に受けてここに立っておりますので、ぜひとも検討いただいて、この私の質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

（休憩 自午前11時45分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願ひます。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）6番、佐藤力也です。議長のお許しをいただきましたので、令和7年6月定例会

議一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、1つ、町づくりにおける観光振興について、2つ、中之条ガーデンズの運営についてです。

ではまず、町づくりにおける観光振興について、町長にお伺いいたします。近年、地方創生が叫ばれる中で地域資源を活かした観光振興は、持続可能な町づくりを進める上で極めて重要な要素と考えられます。特に私たち中之条町は、自然、文化、歴史、そして温泉という豊かな観光資源を有しており、それらをどのように磨き上げ、どのように町の将来像と結びつけていくかが今後の政策の鍵となってくると感じております。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。1つ、町づくりにおける観光振興に位置づけについて。2つ、四万、沢渡、六合の3つの温泉地の課題と対応について。3つ、四万温泉の喫緊の課題と今後の取組について。

それではまず、1つ目の町づくりにおける観光振興の位置づけについてお伺いいたします。観光は、単なる一産業にとどまらず、町のにぎわいや雇用創出、地域経済の活性化、移住定住促進など、複合的な波及効果を持つ重要な要素です。今後の町づくりにおいて観光振興はどのように位置づけられ、どのように活かしていこうと考えているのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の6月の一般質問で同様な質問をいただいておりますが、基本的な考え方に変わりはありません。群馬県や町観光協会等の関係機関との連携を図り、本町の魅力発信に努め、さらなる観光誘客を目指すとともに既存の観光スポットのさらなるブラッシュアップに努めてまいります。中之条ガーデンズ、中之条花楽の里を観光振興の拠点として、その役割を担ってまいりたいと考えております。地域資源の活用、地域経済の活性化、地域コミュニティの創出及び強化並びに人口減少は特に大きな課題でありますし、移住定住ももちろん強化しなければいけない施策だと考えております。いずれにいたしましても、複合的に持続可能な町づくりを進める重要な位置づけとして観光振興を捉えておりますので、地域の特性に応じた観光振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）この観光振興についてというところ、私が外丸町長に、伊能町長から替わってから観光と農業というところで繰り返し繰り返し討議をさせていただいているところでございますけれども、なぜそこまでというところは、やはり観光の重要性、そして今抱える課題というところが本当に深刻なものになっているというところであえてもう一度ここでやらせていただくことにいたしました。

今答弁いただきましたけれども、これから次の四万、沢渡、六合の3つの温泉地の課題、そしてその対応についてご質問させていただくわけですが、どうかまたかと思わずによりしくお願いいたします。それでは、質問に移ります。本町には、四万、沢渡、六合という3つの温泉地があ

り、それぞれが豊かな歴史と文化的背景を持ち、観光資源として大きなポテンシャルを秘めております。しかしながら、各温泉地には異なる課題があり、例えば交通アクセスの改善、観光インフラの整備、宿泊施設の老朽化、後継者不足などが挙げられます。町としては、これらの課題をどのように把握し、地域ごとの実情に応じた施策を講じていくお考えでしょうか。具体的な取組についてお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど地域の特性に応じた観光振興を図ってまいりたいと答弁をさせていただきました。

ご質問の四万、沢渡、六合の温泉地は、それぞれに歴史や文化が異なります。それこそが地域特性であると考えます。共通した課題もございますし、その地域特有の課題もございます。ひとえに全ての課題を克服することは困難でございますが、それぞれの地域実情に応じた各温泉地が持つ特性、個性を地域のみなさん、事業者のみなさんのご協力をいただきながら効果的な施策として実施に向けた研究をしてまいりたいと考えております。各温泉地の温泉協会、温泉組合の存在意義は非常に大きいものと認識をいたしております。それぞれの温泉地についてですが、四万温泉は比較的知名度も高く、温泉街の景観も維持されているものと思っております。宿泊施設のリニューアルも実施されておりますが、老朽化や後継者不足が大きな課題であると思います。観光客の滞在期間を強化するための取組として、四万の清流をプロモーションしていきたいと考えております。

次に、沢渡温泉は、四万に比べると規模は小さくひっそりとした雰囲気の魅力の温泉街であります。交通のアクセスがやや不便であり、老朽化や後継者不足は四万温泉と同様に大きな課題であると思います。静かで落ち着いた雰囲気の温泉街を継続してプロモーションしていきたいと考えております。

六合温泉郷は、自然豊かな環境に包まれており、秘境的な温泉地ではありますが、旅館の件数も少なく、交通アクセスもあまりよくないことから、観光客の誘致に苦慮しているものと思っております。ラムサール条約や天然記念物、赤岩重伝建等々の登録や指定も多い地域であることから、自然と文化を融合させたプロモーションをしていきたいと考えております。

それぞれの温泉地において後継者不足、観光インフラの整備等々共通した課題も山積しております。町予算の執行につきましても、バランスを保ちながら観光振興として各温泉地の魅力を最大限に引き出せる施策を継続して実施してまいりたいと考えております。地域のご協力なくして施策を進めることはできませんので、実施可能な施策を精査し実施してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長より各温泉地の特色を活かした観光振興を進めていくという答弁をいただきました。中でも四万温泉は、もちろん宿泊業の数、多ございまして、これまでもそれなりの結果を残したというのですか、メジャーな温泉地として中之条町を引っ張ってきたというところ

でございますけれども、沢渡、六合といったところはまだまだ未開発なところがございますので、そういったところ、新しいところもしっかりと調査研究しながら開発していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、3番の四万温泉の喫緊の課題と今後の取組についてお伺いをいたします。では、ここで四万温泉の今現在の状況、四万温泉に年間どれくらいのお客様がいらっしゃっているか、そしてどれだけの経済効果を上げているか、それを分かりやすくお伝えするために四万温泉宿泊利用統計のデータ、数値をお示ししたいと思います。まず、2024年、昨年の利用者の延べ人数ですけれども、宿泊利用者が年間合計23万4,283人、休憩利用者、この大部分は四万清流の湯の利用人数となりますが、6万9,746人、合計で30万4,029人となります。では、コロナ前の数字はどうだったかと言いますと、平成30年がトータルで35万3,304人、平成31年、令和元年、ここは年号が変わりましたので、同じ年です。37万1,484人となっており、人数にして約5万人から7万人、割合で言いますと約14%から19%の減少となっております。ちなみに、消費総金額については平成30年が約42億5,000万円、平成31年、令和元年が約46億8,000万、2024年が約49億5,000万円となっており、金額だけだと若干増加をしておりますが、最近の物価の高騰や従業員に対する賃金の増加を鑑みますと、経営自体は集客数に比例して大変厳しい状況にあるのは容易に想像がつきます。さらに、お客様が減る中であって、コロナ禍で国が進めたゼロ金利融資の返済がさらなる負担となっていることは言うまでもありません。ただいま四万温泉の宿泊利用統計のデータを提示し、現在における四万温泉の財政状況をお伝えいたしました。年間400万人を突破した草津温泉と比べると、その差はまた広がったと思わざるを得ません。このままでは、経営が立ちゆかなくなり、廃業する事業者が出てくることも現実の問題として浮上してきております。四万温泉の宿泊業をはじめとする観光に携わっている方々の自社努力、そして温泉協会としての観光振興策、それだけでは力不足と言わざるを得ないのです。そんな状況にある今こそ町の力、外丸町長による政治の力が必要とされていると考えます。

そこで、今現在四万温泉における課題や問題点をいま一度お伝えし、外丸町長のお考え、今後の取組についてお伺いをしていきたいと考えます。今現在四万温泉が抱える課題や問題については、通告書にも丸印で記載がありますが、次のようなものが挙げられます。①人手不足問題、②駐車場や老朽化が進む町道や歩道などのインフラ整備、③インバウンド対策、④観光スポット整備と新名所の創出、⑤廃墟の撤去などを含む空き店舗対策、⑥ぐるりんバスなどの周遊バスやタクシー不足などの二次交通対策、そして①の人手不足の問題に関連した雇用支援として⑦従業員への資格獲得支援、⑧観光に特化した地域づくり協力隊員の募集、⑨町独自のシェアカー導入といった要望が上げられております。また、②の駐車場などのインフラ整備に関連して、四万温泉を訪れたお客様の中で体に障害を持つ方、そのご家族からは優先駐車場やユニバーサルトイレの整備、また施設のバリアフリー化の推進を要望する声もいただいております。そして、こうした課題や要望について、

四万温泉協会では理事会にて取りまとめ、四万温泉協会長を通じて課題や要望を毎年町に提出しております。その内容については、外丸町長も十分よく知るところかと存じております。私もこれまでに一般質問や予算質疑におきまして、先述した問題について質問し、町長にご答弁をいただいておりますが、その後進展が見られたところ、また今後の取組について、町として地域の声をどのように受け止め、今後の施策に反映させていくのか、具体的な考え方をいま一度お聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員の、四万温泉地についての温泉地が抱える問題、課題、今後の対応というご質問であります。①から⑦、⑧、⑨までありますけれども、具体的に一つ一つお答えをさせていただきますと思います。

過去にいただきました同様の質疑におきましてお答えをさせていただきますが、②の駐車場、インフラなどのインフラ整備及び③のインバウンド対策については、令和6年12月の一般質問でお答えさせていただきましたとおりでございます。現状でお答えできるような進展はございませんけれども、町全体として当然検討していかなければならない課題でございますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、①ということでご質問いただいている人材不足問題、⑦従業員の資格取得支援について、⑧の観光に特化した地域づくり協力隊の募集について、⑨の独自のシェアカー導入についてはどうかということですが、まず①の人材不足問題は非常に難しい問題でございます。町全体も少子高齢化が進んでいる中で移住施策の充実を図ってまいりました。補助金につきましても、移住者や定住者向けの補助金、補助金につきましても事業者向けの補助金を用意させていただいております。温泉地の人材不足に対し、根本的な解決ということになりませんが、講じられる施策を継続してまいりたいと考えております。

⑦の従業員への資格取得支援についてでございますが、行政の役割は地域振興や経済振興、観光振興を促進することにあります。個人の資格取得に当たるものについては、個人の負担による取得をすべきと基本的に考えております。しかし、従業員の資格取得支援として、セミナー講習等地域全体の底上げに資する事業につきましても、関係団体と連携した取組を継続して研究してまいりたいと考えております。

次に、観光に特化した地域づくり協力隊の募集についてでございますが、総務省の募集要件等を鑑み、支援が可能であれば効果的な手段であると考えております。しかし、先ほどの人材不足を穴埋めするための制度ではございませんので、十分な精査が必要かと思っております。

⑨の町独自のシェアカー導入はどうかということですが、現在町独自のシェアカー導入は検討しておりません。近隣町村の動向を踏まえて研究してまいります。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）まず、人手不足の問題ということに関してご答弁をいただきました。今、これは過去の質問でもしたかもしれないのですが、四万温泉だけに限らず日本全体を見た時にもやはり料理人不足というのですか、日本料理を作る方の板前さんが不足しているということでございます。インバウンド需要が高まってくる中で、やはり日本でしか食べられない料理というところというのは本当に貴重なところでございまして、いろいろと泊食分離といったようなやり方もあったりもするのですが、そこに関しても例えばイタリアから来た方がスパゲッティを食べに行くかといったら、やはりそこは望まないということなのです。ということで、やはり日本料理の料理人をどういうふうにやって育てるかといったところも、これはもう国全体の課題になってきているのかなというところでございます。そういったところも人手不足の一つの一因かなというところでございますし、また先日四万温泉の令和7年度の新入社員の合同入社式に町長もおいでくださってご挨拶をいただきましたけれども、その時に今年は14人の新入社員がいたかと思います。3名が群馬県内、3名が県外の日本人、そして残りの8名が東南アジアを中心とする外国人労働者でございます。平均年齢はといいますと二十歳ということで、とても若い年代の方達が入ってきていただきました。そういった方達がこれから末永く中之条町に住んでいただき、生活をしていただくということで、先ほども言いましたいろいろな雇用支援という部分、これからも町として取り組んでいただければなと思います。よろしくお願いいたします。

そしてまた、先ほどの8番です。⑧の地域おこし協力隊の派遣という部分なのですが、四万温泉協会、今職員が清流の湯を除きまして、協会のほうに事務局長をはじめ5人の社員がいらっしゃいます。その社員が、特に女性の方でもう20、30年と勤められている方、よくご存じかと思うのですが、そういった方が新規の新入社員のお給料というのですか、とほぼほぼ変わらないようなお給料で一生懸命頑張っているという現状もございます。そういったところ、いろいろこれから施設の管理ですとかいろんなところで温泉協会の仕事というのは増えていくのかなという部分もありますし、そういったところを若い人達が入ってくるのだけれども、やはりお給料と仕事量のバランスが悪くて辞めていってしまうという繰り返しが今起こっております。そういったところを鑑みた時に、町としても何かこれから手立てを打っていただきたいなと思うところでございますので、その点についてもこれからも検討していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、⑤の空き店舗対策についてお伺いしたいと思います。先ほども言いましたけれども、料理人不足ということでございます。その料理人不足解消のために現在宿泊施設では、これまでの1泊2食付きプランから夕食を飲食店や他の宿泊施設で行う1泊朝食付きプラン、泊食分離に取り組んでおります。しかしながら、受皿となる飲食店不足がその促進を阻んでおります。また、宿泊された町内外のお客様からも夕食後に立ち寄れる飲食店の要望は多数寄せられており、旅行者、そ

して地元の町民の方からも9時以降になると四万温泉は真っ暗だねという、さみしいねという声もよく聞かれるようになってまいりました。四万温泉には、町長もご存じかもしれませんが、落合通りというグランドホテルさんの横、先日ブルガリア駐日大使と散策をされたと思うのですが、そこに落合通りという飲食店が建ち並ぶ通りがございます。昭和の時代には、スマートボールなどの遊技場が3軒、飲食店などが十数軒、そういった店舗が軒を連ね、にぎわいを見せておりました。しかしながら、現在は新規にオープンしたフレンチのお店とラーメン屋を含め飲食店4店舗、遊技場1店舗と半分しか店は営業しておらず、大変さみしい限りでございます。

そこで、町が空き店舗を整備し、町なかにあるつむじのようなチャレンジショップとして利活用できないのでしょうか。そういった取組について今後、先ほども答弁の中にありましたけれども、再度それについて町長のお考えをお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）四万の空き店舗の対策はどうかというご質問であります。空き店舗を町が整備して、チャレンジショップとして活用できないかというようなご質問でありますけれども、まず町が空き店舗を整備してチャレンジショップ的な運用事業を営む計画はございませんけれども、仮にその空き店舗がその地域にとって象徴的な物件であり、地域の活性化に有効的な事業展開が図られるものと判断した場合は、特例的な対応をすることもあるかもしれません。基本的には、空き店舗の利活用が図られますことを目途にしたチャレンジショップ補助金の利用を推進しておりますし、事業継続補助金も事業者向けにございますので、ご利用いただければと思っております。

私も温泉協会長と何回か話をする時に、やはり人材不足は深刻ですよと。観光ばかりでなく、農業も商業も工業もみんなそうなのですけども、やっぱり板前さん、料理人さんがいなくて本当に大変なのだというお話を聞いて、先ほどお話のあった泊食分離的なものもやっぱりこれから考えていかなければいけないのだという協会長のお話も伺いました。実際合同入社式に臨んでみますと、先ほどおっしゃったように8名の方が、外国籍の方がいらっしゃって、でもちょっと触れ合ってみますと本当に四万温泉を愛して、そしてここで一生懸命仕事をしようという若い人が来てくれるのだなという、ある意味は期待の、それから喜びも感じたわけでもありますけれども、私もたまに自分の私服でぶらぶらと四万へ1人で行くことが実はあるのです。行って、温泉協会のほう、ちょっと入り口に新しいうどん屋さんができましたよね。あそこも実はこの間行ったら、若い人なものですから、私のことが分からないのでちょうどよかったのですけれども、うまそううどんですよなんて話をしながら、見たらやっぱり町外の方が随分いっぱいいて、私の知り合いは一人もいませんでしたけれども、こういった四万の方達も挑戦をするような、そういうお店を出して四万温泉で頑張っていこうという若い人がいるのだなという、ある意味頼もしくも感じました。

やはり今お話のように空き店舗というのはあちこちにもございますし、空き家もございますけれども、今お話したようにそういったことについてはいろんな補助金を活用して頑張っただけ

ればと、このように考えております。またいろんなアイデアがありましたら、佐藤議員からもちらのほうへ寄せていただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）6 番、佐藤さん

○6 番（佐藤力也）どうもありがとうございます。おきりこみ屋さんにお越しになったということで、ありがとうございます。主人は分かっていないと思うので、よく言っておきます。

そうしたら続きまして、観光スポット整備と新名所創出についてお伺いをいたします。先月5月19日、四万温泉協会の理事会にて県の天然記念物に指定されている四万の甕穴の整備と嘉満ヶ淵の遊歩道整備の話が協会長から町の考えとして報告されました。甕穴の整備に対しましては、事故の対応、そして今後の取組について迅速な対応をいただきましたこと、大変感謝申し上げます。そして、この問題について本定例会議の中で補正予算として上程されております。この場所は、四万温泉の観光スポットとして大変重要な場所でございますので、早期運用が可能となりますよう議案の議決がスムーズに行われますよう同僚議員の皆様のご理解を深くお願い申し上げるところでございます。

さて、あわせて、嘉満ヶ淵というところの観光開発というお話が出ました。四万温泉協会からも、ほかにも観光施設等の整備改善として清流の遊歩道の整備の要望も上がっていると承知しております。地元の意見の聴取も含めて、今後四万温泉の清流の観光スポット整備及び創出についてどのようなお考えでいるのか。令和7年度の予算をどのような形で使っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）観光スポット整備の創出ということでありまして、まず甕穴でございますが、昨年度河川を下りる鉄製の階段部におきまして、人身事故が発生をいたしました。やはり老朽化していて、鉄の網が人間に当たってしまったというような事故でありますけれども、また今年の4月に甕穴を見学されていた方が足を踏み外して河川に100メートルほど流された事故が発生いたしました。私もすぐ現場に駆けつけまして、警察の方、レスキューの方と対応を見させていただきました。現在は、そういった指導もありまして、完全に河川へ立入りを禁止するという策を取ってくれというお話でありますので、その所はロープを張りまして侵入ができないようにという指導の下にさせていただいております。展望台を設置する計画の事業を現在進めておりまして、設計がおおむね出来上がった状況でございます。今後は、関係機関と許可等の協議を進めて工事に着手する予定でございます。

次に、四万温泉観光資源調査研究業務委託料につきましてお答えをさせていただきます。以前から草津には湯畑、あるいは伊香保には石段があるという話は佐藤議員にも度々させていただいておりますけれども、四万は何と言っても清流だというふうにお話をさせていただきました。温泉協会長とも話して、そうですね、四万は清流ですねという話は、お互いそんな意見交換の中で気持ちは一致しております。それを活かした調査研究を令和6年度より実施をさせていただいて、こ

の調査は四万の清流を調査研究し売り出していくための事業でございますので、町といたしましては四万の甌穴付近から調査を開始させていただきまして、順次上流に展開していくための第1弾ということで調査を始めさせていただいたわけでありますけれども、令和6年度における調査実績をベースとして、その候補地につきまして、関係するみなさんにまずお伝えをしなければいけないだろうと準備を進めてまいりました。令和7年度におきましては、関係するみなさんへ町の考え方をお伝えさせていただきましてところでございますが、四万温泉協会長へも先日お話をさせていただきました。それぞれ様々なご意見も当然あるかと思っておりますが、それらの意見を踏まえまして今後の進め方等を検討してまいりますし、今年度以降も四万の清流につきまして調査研究を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、四万地域の観光スポット創出の第一歩としての提案でございますので、いろいろな意見を賜りながら、また今後進めてまいりたいと考えております。

草津の温泉門も数年前に完成しましたが、草津の町長と話をする機会がありましたけれども、しばらく長い時間をかけてやっぱりかかるのだというお話をさせていただいて、今400万人になろうということでありますけれども、四万もこれから私が議会にお世話になった頃は45万人お客さんがおいでになったという情報も聞いております。ですので、そういうところを目指しながら、四万には四万の本当によさがあると思いますので、やはり四万のみなさん方とも相談しながら、要望書も毎年頂いております。遊歩道整備という、最初の頃は、私になったときは遊歩道整備をという項目がありましたけれども、だんだんその遊歩道整備もいろいろ検討してもらいたいというお話も、協会長の話の中でもありますので、上流からの遊歩道整備の説明もさせていただきましたが、上流のほうにもやはりいい遊歩道的な所もありますし、やっぱり整備をしていかなければならないところもあろうと私も考えておりますので、観光協会、そして温泉協会とも意見交換をしながらしっかり慎重に上流に向かって今度考えていったり、上流の所のいい所も調査をさせていただければと、こんなふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ご答弁ありがとうございます。四万川、四万温泉も縦長ですので、上流から下流まで本当に長い地域でございます。甌穴をはじめ観光スポットの整備については、管理の仕方、そして宣伝PRなどをこれからのいろんな部分で注意が必要なのところもあると考えます。四万に訪れたお客様が四万の大自然を安全安心に満喫していただけるように今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、この四万温泉の観光振興という部分につきまして、これまで様々な問題、課題を提示し、そして解決策等の提案をしてまいりましたけれども、大小様々な問題や課題があることから、もう総合的に計画を策定し、課題について計画的かつスピーディーに取り組むべきではないかと考えます。そのために町と温泉協会、そして町観光協会が三位一体となってその連携を強化し取り組むこ

とが重要ではないかと考えます。四万温泉協会をはじめとする地元の意見にもしっかりと耳を傾けていただき、また行動力、フットワークのよさを発揮していただき、現地を直接見ていただくことで、先ほどおきりこみ屋さんも来ていただいたということですが、もっともっとぜひ四万温泉に来ていただいて、問題解決への判断を、決断をしていただきたいと考えます。ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、四万温泉の観光という部分におきまして、インバウンド対策について少し触れたいと思います。先ほど四万温泉における宿泊利用統計のデータをお示しいたしましたが、利用延べ人数の中におけるインバウンド、外国人観光客のデータもございます。2024年において、年間の集客人数は7,752人、全体の約2.5%でしたが、2025年、今年では、今年はまだ1月から4月までの4か月だけのデータでございますけれども、既に6,154人がいらっしゃっており、2024年、昨年1年間に来たインバウンドのお客様の約8割が既に来ている計算になります。言い方を変えますと、インバウンドのお客様が増えなければ今年の1月から4月までの集客数は減少していたことになります。こういった数字を見ても分かるように、今後インバウンド需要への取組に力を入れていくことも観光振興における重要な課題の一つであると考えます。日本全体で言いますと、現在観光における経済波及効果は約20兆円から25兆円と言われております。その中でインバウンド需要は約8.5兆円と言われております。農業における効果が約9兆円と言われておりますので、その効果は大変大きなものと言えます。この後中之条ガーデンズについて質問をさせていただきますが、ブルガリア共和国駐日大使による国際交流をはじめ国外へと目を向けていく時代が来たのではないかと実感します。ぜひこの点におきましても観光振興における今後の取組の中で継続、発展させていただくことをお願いし、次の質問に行きたいと思います。

それでは、2番の中之条ガーデンズの運営についてお伺いをいたします。まず、中之条ガーデンズの事業運営計画について伺います。開園5周年を迎え、まさに今、春のローズフェア期間中であり、中之条ガーデンズ、町長をはじめ町職員の皆様、また町内外のボランティアの方々のご尽力によってその評判は旅行業やバス会社などをはじめ町内外から高い評価をいただき、人気と認知度も年々上昇しているように感じます。令和7年度から物価や人件費の高騰をはじめ様々な理由から条例改正がされ、入場料の引上げに踏み切ったわけですが、その中で令和7年度はどのような運営をされていくのでしょうか。まずは、収支目標についてお伺いいたします。また、その収支目標を達成するためにどれくらいの集客を想定しているのか、できれば昨年度との比較を交えてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガーデンズのことは、佐藤議員も先日のブルガリアフェアにおいていただきまして、ありがとうございます。前町長の時から整備を始めまして、今年度が5周年記念という、グランドオープンしてから5周年になります。やはりその間にコロナが入ったものですから、

どうしてもその集客が上がったり下がったりしましたが、昨年度から少し打って出ようということで、春の桜のシーズンに夜桜ライトアップ、これを急遽思いつきまして、やるぞという形でさせていただきました。もうそれについては、前回お話しさせていただきましたが、3時間で1,200人という方がおいでいただきまして、楽しんでいただきました。それに味を占めまして、今年も桜のライトアップを挙行させていただきました。例年になく大勢の方に来ていただきまして、キッチンカー、あるいはショップ等も売上げが非常に伸びてきました。そうかといってそれがコロナ前の状況に戻ったかというのはなかなか戻らないのですけれども、ガーデンズもせっかくグランドオープンして5年ですから、やっぱり攻めの戦略を立てることも必要なと。あわせて、来ていただいた方にお話を聞きますと、ガーデンズの場合はまだPR不足が非常にあるのかなというふうに思います。私も作業着を着て中でうろうろしていますと尋ねられて、どこからおいでになりましたって聞いたら、いや足利から来たとか、いや埼玉から来たとか、そういった方々に聞きますと、「いや、あったのだね、こういう所が」ということがありますので、そのPR不足というのは私達やっぱり行政としては少し力を入れなければいけないのかなと、こんなふうに思っております。実際的には、いろんな県外の方がおいでになっていただいて、ガーデンズ、非常に今人気が出てきてまいりました。

今回は、ちょっと営業させていただいて、榛東村のほうへ私、出かけさせていただきまして、榛東村にもバラのオープンガーデンをやっている方が十数名組合がいらっしゃいます。村長にお願いして、村長もそうですけれども、ぜひそのバラの関係の方に来ていただきたいという話をさせていただきましたら、村長のほうでマイクロバスで行きますよという形で、実はブルガリアフェアも15人ぐらいの方が来ていただきました。そのことによって、やはりPRを少しでもしようと。

ブルガリアの大使館が中之条町の伊能町長の時に縁を結ばせていただいてから非常にブルガリア大使館が友好的であります。中央高校ともコラボしてみたり、そういう形がありますので、やっぱりインバウンドも含めてそういう交流も深めていかなければいけないのだろうなというふうに思いました。特にこの間の6月8日のブルガリアフェアで痛感をさせていただきました。

今これからちょっと数字的なものを含めて、細かい数字については観光課長のほうから説明をさせますけれども、最初に令和3年にグランドオープンをさせていただきました。令和4年度には10万4,532人の集客がございました。しかしながら、令和5年と令和6年はやはりコロナの影響を受けてしまいまして、人数は減少傾向にありました。私が今お話しさせていただきましたのは、この5周年を契機に一番最初の11万人を目標としておりましたけれども、10万人に早く達成するような、そういった形にこれから事業運営を図ってまいりたいと。職員には、春のローズフェアがあって、夏は子ども縁日とかいろいろあるのですけれども、そういったイベントを工夫を凝らしてもらって、一番困るのが12月、1月、2月がやはりお客さんが急激に減りますので、ここのところの何か施設を使った催し物、あるいは利用できるような考え方をしっかり考えていこうという形で、私

も大体週に1回はガーデンズに行っているのですけれども、そんな話を今させていただいております。数字的に、收入的には一つの例を取りますとこの間のブルガリアフェア、これはちょっと大きかったのですが、土曜日の7日の日は2,060人ぐらい1日入りました。2日目が2,100人をちょっと超えました。ショップの売上げなんかも200万に届くぐらいの数字がありました。やはり何かそういうことを仕掛けたことによって収益が上がるのだろうと。逆に今度は収益が上がってもやっぱり支出のほうもそれなりに精査して抑えるような形も取らなければいけないものですから、5年を契機ということですから、収入と支出、そして仕掛けた売上げを伸ばしていく、そういうことをやっぱり考えながらしていかなければならないのかなと思っております。もし観光課長のほうで補足があればさせますけれども、今の答弁でよろしければ次にまた質問していただければと思います。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）細かい数字については、後で確認できればいいかなと思っておりますので、細かい数字は結構です。大体10万人、ここ最近ご来場いただいているということで、今年の目標は11万人ということで、早期の10万人達成を目標に今動いているという答弁でございました。

今、春のローズフェアの期間中でございますけれども、春、4月でしたっけ、花桃まつりもございましたね。その時に四万温泉の、四万温泉だけではないのかはちょっと分からないのですけれども、旅館さんとか宿泊業者の所に無料券を配布されたと思います。また、今回は半額券ですか、というところのそういった効果というのですか。今年から始めたということで、データが出ていないところもあると思うのですけれども、これまでに例えばフェアを開催してチラシをお作りになって、紙媒体ですけれども、もう角に三角のもぎりで100円割引券とか、そういったところやってきたかと思うのですけれども、今もやっていらっしゃるのかな。そういったところでほとんどの部分が6月の期間に終わってしまうイベントの告知になります。チケットのほうは10月から11月ぐらいまで使えますよというところで、そういったところの100円という部分がどれだけ効果があるのかというところを結構疑問視している方が温泉地の方にはいらっしゃいまして、もっと四万温泉とセットでガーデンズを売って行ったほうがいいのではないかという意見がございます。今回町長もこの無料券と半額券というところをやってみて、その結果についてデータが出てからということではございますけれども、たぶんデータ、結果出ると思います。四万温泉、先ほどもお話ししましたけれども、年間それでも30万人来ています。沢渡、六合足したらそれ以上観光客来ているわけで、お客様にその3大温泉地泊まったらもうガーデンズ、ただで、セットで行けるのだとか、半額で行けますよとか、それはもちろんフェアをやっている期間ですとか、やっぱり温泉地の繁忙期というところの日程期間設定というのが必要になってくると思います、金額設定もそうですけれども。そういったところをこれからぜひなるべく早く、例えば紙媒体のチケット、チラシの配布ですと3か月前にはやるのが業界では当然となっておりますので、年度をまたぐので、そこは難しいという部分もあるかもしれませんが、これからはそういったところを検討材料にいただきまして、早

めの配布ですとか、そうすれば無駄もなくなりますので、たぶんチラシって余ってしまっている分がすごく多いと思うのです。せっかくいいチラシを作って配布しても配る期間が短いとそれが捨てられてしまうということになりますので、それは大変もったいないと思います。ただ、10月までのチケットが残っているからということで置いているのですけれども、それはそれで別にして、チラシはチラシでまた新しいものをその時期にちゃんと大きなタイトルで作ったほうがいいかと思えますし、他にはやっぱりSNSの発信をこれからも力を入れていくということで、今回も新たなインスタグラムも使ったの、地域おこし協力隊から卒業された方の人材登用もやっていらっしゃるということなので、そういったところ、先ほど町長も言いましたけれども、無駄をなくしていいものを伸ばしていくというところ、これからも積極的にやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。これは、提案、要望ですので、聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、入場料収入以外の収益を考えた時に売店や食堂での収入を増やす取組も重要かと考えます。その一つの手段といたしまして、売店と商品納入事業者を結ぶオンラインシステムの導入を提案いたします。これは、川場村の道の駅田園プラザでも取り入れているもので、そこでは農家さんと売店の連携を強化して新鮮な農産物を効果的に販売し、お互いの収益につなげているものです。当町では、1日の販売状況を売店営業が終了した後にメール配信していただいておりますけれども、それですと商品の追加搬入は翌日となってしまいます。在庫状況を事業者と売店で共有し、レジともつながっているため、商品の納品がタイムリーにできれば売店と事業者双方の売上げアップにつながります。また、一件一件メール送信のデータの打ち込みをする手間も省け、もしかするとこれは一件一件やっていないかもしれないのですけれども、ちょっと内容分からないので、省力化にも貢献するところがございます。さらに、道の駅霊山たけやまにもこれは応用できると思います。一緒にやる方法もあるのではないかと考えます。以上の点から、ぜひこのシステムの調査研究についてご提案をいたします。町長、見解があればお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員お尋ねの入場券以外の顧客単価を上げる施策ということで、今、提案も含めてご質問いただきました。顧客単価を上げるのに食堂をまずリニューアルし、明るくきれいな店舗とすることで誘客を図るとともにメニューの値上げを実施させていただきました。結果として、収益率の向上につながっております。お客さんから、高くなったねというようなお話は聞いてございません。逆にきれいになったねと、おいしく食べられましたという話は聞いています。今後は、季節のメニューの導入なども入れながら新鮮度を失わない運営をしていくことを、そしてまた利用率を上げていきたいと考えております。ショップでも品ぞろえを強化するとともに、フェアや季節ごとに模様替えを実施し、新しい商品の開発に取り組みながら利用率の向上を図っていきたいと考えております。佐藤議員にもあそこへ納品をしていただいておりますけれども、今回ショップでも

新商品を2つ開発をしていただいて、ゴールデンウィーク過ぎにあそこの所で今販売をしています。クッキーと、それから米のポン菓子、非常に評判よくて私も行ってみると「随分売行きがいいよ」という売店の職員の方にも言っていております。そういった形でガーデンズならではの商品も開発しておかなければいけないだろうですし、今までお世話になっていた方々もやはりこれからもお客さんが来れば買っていただけるのかと、こんなふうに思っております。

さらには、先ほどお話ししましたが、夏の期間にはファミリーフェアの開催ということで、子ども縁日、これお子さんとかお年寄りが来て、お年寄りとかおじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れて来て非常に楽しんで帰ってくれました。これも職員が考えたアイデアでありますけれども。それから、クリスマスマルシェなども強化して収益性を高めたいと考えております。

川場村の道の駅田園プラザに導入しているオンラインの話ございましたけれども、2024年に全国道の駅大2位の施設と同等な施設を導入できるかも含めて今後研究してまいりたいと考えております。以前徳島の、佐藤議員にも研修出ていただいたと思うのですが、「葉っぱビジネス」の講演をツインプラザでさせていただきました。その来た時の先生の話聞いた時も中之条町で開催したのですけれども、やはりオンラインシステムを導入しているのだというお話があったかと思われます。どのような形で中之条町にあってできるのかを含めながら費用対効果、生産者の方の声なども伺いながら関係各課と調査研究をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、またいろいろご指導やご提案がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ご答弁ありがとうございます。このシステム、もしかすると農業の野菜の生産者とか、そしてまた宿泊事業者、ホテル、旅館等を結ぶツールにもなる可能性もあると思いますので、ぜひ調査研究をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

ちょっと先ほど割引チケットの質問をご質問させていただいたのですけれども、その中でちょっと提案がございまして、今回宿泊施設に泊まるとガーデンズの無料券が出るよという形でやっていただいたかと思うのですけれども、こういったことはどんどん続けていって欲しいなというところをお話をさせていただきました。大体その宿泊される方は1泊2日が主なのですけれども、来た日にガーデンズに行かれる方ももちろんいると思うのです。天気都合によって、今日が晴れているので今日行こうということもありますし、またはその逆で帰りに行こうかという人もあろうかと思っております。今回は、泊まった方にチケットを配るというパターンだったのですけれども、逆のパターンも考えていいのかなって思うのです。例えば入場料は払って入ってもらったら、その入場券を宿泊する宿に持って行ったらキャッシュバックを受けられるですとか、その温泉街もしくは町内で使える商品券なるものと交換できるとか、そういった形もやってもいいのではないかなって思うのです。そうすると、温泉だけではなくて町の活性化にもなるのかなというふうに思いますので、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、中之条ガーデンズのアンケート調査についてのご質問をさせていただきたいと思っております。ガーデンズでは、売店の出口にアンケート用紙を設置し、お客様の声をお聞きしているのかなと思っております。これまでに数多く寄せられた要望や意見にはどのようなことがあり、そしてまたそれにどのように対応してきたか、または今後どのように取り組んでいくおつもりかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガーデンズでは、アンケート調査を実施をさせていただいておりますけれども、その結果につきましては計画の中に特に盛り込んでいるわけではありませんけれども、その都度対応をしている状況でございます。間接的には、計画に反映されているところもあろうかと思っております。今まで一番多い要望は、植物の名前を知りたいといったものが一番多くございます。煩雑になることに注意しながらも、ローズガーデンやスパイラルガーデンも表示類は増やしてきておりますけれども、全ての表示をすることはできませんが、対応が可能な範囲で行っております。正確な数字は分析しておりませんが、以前よりも要望数が減ってきているなという感じは思っております。続いて多い要望というのは、ガーデンズ内にある植物を購入したいという要望が多くあります。こちらにつきましても、ローズガーデンフェアの期間中には中之条ガーデンズにもバラの苗を納めていただいている業者より、通常の園芸店などでは出回らないプロショップの苗を期間限定で納入するような対応をいたしました。その他スタッフのお客様対応への不満や料金についてのご意見もオープン当初はありましたが、昨今は大分少なくなっている状況でございます。参考までに、料金を上げさせていただきましたが、職員に折に触れてお客様とちょっと話をしてみてくださいという話で、高いという意見はあるかと言ったら一つもないそうです。逆によそのテーマパークよりか安いねというお話はいただいておりますので、一応参考までにお話をさせていただきます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ガーデンズのアンケート調査についてご答弁をいただきました。花の内容だったり、専門的なことについての質問、要望だったりが多かったというふうに感じます。もしかすると自分は、ペットツーリズムというので、ペット同伴できないかとか、そういった意見もあるのかななんて思っていたものですから、ちょっと意外でした。ただ、そこにもうそれぞれ対応されているということですので、今後もそういった迅速な対応をしていただければいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問となります。こちらインバウンドの方をはじめ日本人観光客に、特に若い世代で公共交通機関を利用してガーデンズに行こうとされる方へのアクセスのしづらさという部分が指摘をされております。この点について、今後の取組についてお伺いしようと思いましたが、二次交通という部分が所管の管轄ということになっておりますので、この場での追求は取りやめ、委員

会で質問させていただくことといたします。ここでは、マイカー以外で来園されるお客様へのさらなる利便さの追求をお願い申し上げるのみとして、このガーデンズについての質問を終了したいと思います。

今回観光振興というところで、各温泉地の課題、特に四万温泉の課題、そして中之条ガーデンズ、そういったところ、やはり観光とガーデンズ、花と湯をセットでこれから売っていくということが非常に有効かつ大切なのかなというふうに感じております。その新たな一歩、試みを町では町長を中心に始めたということだと思いますので、ぜひそれは継続していただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

さらに、途中でも言いましたけれども、もっともっと、町長はフットワークがいいので、四万温泉、沢渡、六合、いろんな温泉地行ってもらって、地元の声をしっかりと聞いていただいて、町づくりに反映していただくことを要望いたしまして、今回の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

○

◎ 散 会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の20日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

ここで、観光商工課長から報告があるそうです。お願いします。

（観光商工課長事務連絡）

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後1時58分）

令和7年第1回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和7年6月20日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和7年6月20日午前9時30分						
	散会	令和7年6月20日午前10時05分						
心拍なりび に不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	//	//	10番	関 常明	//	//
	3番	山本 修	//	//	11番	唐沢 清治	//	//
	4番	割田三喜男	//	//	12番	福田 弘明	//	//
	5番	山田みどり	//	//	13番	劔持 秀喜	//	//
	6番	佐藤 力也	//	//	14番	小栗 芳雄	//	//
	7番	関 美香	//	//	15番	安原 賢一	//	//
	8番	大場 壯次	//	//				
会議録署名議員		4番 割田 三喜男	5番 山田 みどり			6番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長	田村 深雪	書記		山田 和弥	
			議事書記	小坂橋 千晶	書記		木暮 駿希	
			議事書記	割田 祐太				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和7年6月20日午前9時30分開議)

- 第1 議案第 1号 令和7年度中之条町一般会計補正予算(第2号)
- 第2 議案第 2号 中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 中之条町カスタマーハラスメント防止条例の制定について
- 議案第 6号 中之条町税条例の一部改正について
- 議案第 7号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 中之条町道路構造条例の一部改正について
- 議案第 9号 中之条町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 議案第10号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第3 議案第15号 令和7年度中之条中学校体育館GHPエアコン設置工事請負契約の締結について
- 議案第16号 六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区赤岩湯本家住宅主屋改修工事請負契約の締結について
- 第4 議案第17号 財産の取得について
- 第5 陳情第 1号
- 追加日程第1 議第1号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

第6 議員派遣の件

◎ 開 議

○議長(安原賢一) みなさん、おはようございます。第1回定例会6月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各常任委員会から報告書が提出されていますので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いいたします。傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を

出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1 号 令和 7 年度中之条町一般会計予算補正予算（第 2 号）

○議長（安原賢一）日程第 1、議案第 1 号を議題とします。

こちらの議案につきましては、去る 10 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第 1 号 令和 7 年度中之条町一般会計補正予算（第 2 号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 2 号 中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 3 号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 4 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 5 号 中之条町カスタマーハラスメント防止条例の制定について

◎ 議案第 6 号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第 7 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

- ◎ 議案第 8 号 中之条町道路構造条例の一部改正について
- ◎ 議案第 9 号 中之条町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- ◎ 議案第 10 号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 11 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第2、議案第2号から第11号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る10日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようなので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第2号 中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 中之条町カスタマーハラスメント防止条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 中之条町税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

10番、関さん、ちゃんと立ってください。すみません。お願いします。

次に、議案第7号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 中之条町道路構造条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 中之条町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 15 号 令和 7 年度中之条中学校体育館 GHP エアコン設置工事請負契約の締結について

◎ 議案第 16 号 六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区赤岩湯本家住宅主屋改修工事請負契約の締結について

○議長（安原賢一）日程第 3、議案第 15 号及び 16 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第 15 号及び議案第 16 号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 15 号 令和 7 年度中之条中学校体育館 GHP エアコン設置工事請負契約の締結につきまして説明を申し上げます。本年度当初予算においてご議決をいただき、物価高騰等による影響から 5 月の臨時会議における補正予算により増額をご議決をいただきました中之条中学校体育館 GHP エアコン設置工事につきまして、その契約内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。中之条中学校体育館は、災害時の避難所として避難される住民が安心して過ごせる環境を整備し、平時においては熱中症予防など、子ども達の安心安全な教育活動を継続するため、GHP エアコンの設置を行いたいものでございます。去る 6 月 6 日に執行いたしました入札により株式会社千島工務店が落札をし、9,680 万円で契約の締結をお願いしたいものでございます。工期につきましては、令和 7 年 10 月 31 日までを予定しております。

続きまして、議案第 16 号 六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区赤岩湯本家住宅主屋改修工事請負契約の締結につきまして説明を申し上げます。赤岩湯本家住宅につきましては、3 か年計画により改修工事を実施しておりますが、昨年度の壁の取壊しや屋根工事に引き続いての工事となります。2 年目の今年度は、土壁の下塗りや耐震対策工事を行い、最終年となります令和 8 年度では土壁の中塗り仕上げや建具などの内装のほか、外構工事を実施する予定となっております。5 月の臨時会議における補正予算におきまして、債務負担行為の設定をご議決をいただきましたので、2 か年にわたる契約締結となります。去る 6 月 5 日に執行いたしました入札により株式会社町田工業と 1 億 6,291 万円で契約締結をお願いしたいものでございます。工期につきましては、令和 8 年 12 月 21 日までを予定しております。

ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第 15 号、こども未来課長。

（議案第 15 号について、こども未来課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、議案第 16 号、生涯学習課長。

（議案第 16 号について、生涯学習課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）議案第 15 号について質問いたします。昨年度中之条小学校の方に GHP エアコンが設置されたところだと思うのですが、既にこのエアコンが動いているのか。動いているのであれば、その様子といいますか、不具合がないかですとか、その辺りがあれば教えてください。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）ご質問の中之条小学校に設置したエアコンの関係でございまして、やはりここ 1 週間程度すごく暑い日がありましたので、その際に小学校でも全体集会の中で 1 度使っております。また、夕方放課後子ども教室というのも行われているのですけれども、その際にも使わせていただきました。エアコンが効くと、運動するとどうしても汗は出るのですけれども、やはり熱中症対策には十分効果があるものだと思います。ただ、課題といたしましてはやはり使う時にスイッチを入れるというような状況で、使い始めがどうしても暑い状況のままだんだん、だんだん冷えてくるというような形です。この辺どのように今後考えていくか、少し早めにスイッチを入れるとか、何か対策は考えたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

議案第 15 号 令和 7 年度中之条中学校体育館 GHP エアコン設置工事請負契約の締結について
原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区赤岩湯本家住宅主屋改修工事請負契約の締結について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 17 号 財産の取得について

○議長（安原賢一）日程第 4、議案第 17 号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第 17 号 財産の取得につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました、健康増進施設整備事業施設備品購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。購入予定の運動器具につきましては、有酸素運動器具や筋力トレーニング器具等、合わせて 13 基であります。取得金額は 935 万円、取得先は株式会社ナカムラでございます。納入期日は、令和 7 年 8 月 29 日を予定しております。

ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

生涯学習課長

(議案第 17 号について、生涯学習課長補足説明)

○議長（安原賢一）補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12 番、福田さん

○12 番（福田弘明）関連してお尋ねいたします。コロナがはやった時にこういったジムでの感染というリスクとかいろいろ指摘された経緯がございますが、今回空調設備については特段の導入の案内はないのですが、既存のままで大丈夫ということなののでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（剣持和美）空調設備、エアコン等につきましては、既存のものを使用する予定でございます。その他に今後必要であれば、空気清浄機なども予定していきたいと考えております。

○議長（安原賢一）他にございませんか。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 陳情第 1 号

○議長（安原賢一）日程第 5、陳情第 1 号を議題とします。

お手元に請願陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

陳情第 1 号について、産業建設常任委員長、山田みどりさん、ご登壇願います。5 番、山田さん

○産業建設常任委員長（山田みどり）議長の命によりまして、令和 7 年 6 月定例会議において産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、6 月 16 日、午後 1 時から議場において委員 5 名、議長、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第 1 号について審査し「採択」と決定しました。

陳情第 1 号は、沢田地区区長会長から提出された「国道 353 号、群馬県・新潟県境未開通区間の整備促進について」です。国道 353 号の未開通区間の整備促進について、関係機関への積極的な働きかけを求めるもので、平成 27 年度以降複数年にわたり同様の陳情があり、採択され意見書を提出しております。

各委員からは、中身については妥当だと思います。採択でお願いをいたします。

私も採択ですけれども、なかなか厳しい状態だと思っております。沢田の区長会長からも平成 27 年度頃から陳情がなされ、いずれも委員会で採択されているということで、粘り強くこの件は進めていけたらと思います。

陳情書に「四万温泉地区において災害時の道路寸断等による陸の孤島になり得ることも懸念される」とあり、この懸念されている所の改善の方法が優先かと思う。沢田地区区長会とする要望箇所というのは、多々あると思います。

353 は、非常に重要な道路であると認識しております。引き続き地元の声がしっかりと届けられるように続けていくべきだと考えておりますなどの意見が出されました。

「採択」という意見が多かったので、「採択」するか採決を行った結果、賛成全員であったため当

委員会では「採択」と決定しました。あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。

意見書案について修正点等がなかったので、この案のとおり意見書を提出することに決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第1号について採決します。

本件に対する委員長報告は「採択」です。

陳情第1号 国道353号、群馬県・新潟県境未開通区間の整備促進について、委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第1号は採択とすることに決定しました。

_____ ○ _____

◎ 日程の追加

○議長（安原賢一）陳情第1号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題とすることを決定しました。

議案を配付します。

（議案を配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第1号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきますと思います。

_____ ○ _____

◎ 議第1号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第１、議第１号議案について、議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第１号議案について、事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第１号議案 「国道 353 号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第１号議案は可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第６、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎ 散 会

○議長（安原賢一）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和 7 年第 1 回中之条町議会定例会 6 月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（閉会 午前 10 時 05 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 割田 三喜男

中之条町議会議員 山田 みどり

中之条町議会議員 佐藤 力也